

令和4年第3回長南町議会定例会

議事日程(第2号)

令和4年9月7日(水曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(12名)

1番	宮崎裕一君	2番	林義博君
3番	河野康二郎君	4番	岩瀬康陽君
5番	御園生明君	6番	松野唱平君
7番	森川剛典君	9番	板倉正勝君
10番	加藤喜男君	11番	丸島なか君
12番	和田和夫君	13番	松崎剛忠君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	平野貞夫君	副町長	佐久間静夫君
教育長	糸井仁志君	総務課長	仁茂田宏子君
企画政策課長	河野勉君	企画政策課主幹	田中英司君
財政課長	江澤卓哉君	税務住民課長	高德一博君
福祉課長	長谷英樹君	健康保険課長	金坂美智子君
産業振興課長	石川和良君	農地保全課長	三上達也君
建設環境課長	唐鎌伸康君	ガス課長	今関裕司君
学校教育課長	三十尾成弘君	学校教育課主幹	徳永哲生君
生涯学習課長	風間俊人君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長 今 井 隆 幸 書 記 山 本 裕 喜

◎開議の宣告

○議長（松野唱平君） 皆さん、おはようございます。

本日も、公私ご多忙の中、ご参集いただき、誠にありがとうございます。

ただいまから、令和4年第3回長南町議会定例会2日目の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（松野唱平君） 本日の日程はお手元に配付したとおりです。

◎一般質問

○議長（松野唱平君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問に当たり、質問者及び答弁者は要旨を整理され、簡潔に述べられますようお願いいたします。また、通告以外のことは答弁されませんので、ご了承願います。

本定例会の一般質問、通告者は全部で7人です。本日は、質問順位1番から5番までとします。

念のため、内容についてここで確認をします。

質問者については質問席へ移動し、要旨ごとに質問をします。答弁者については自席で答弁をします。

質問者及び答弁者は、発言をする際に起立して発言をお願いします。

質問回数の制限はありませんが、一度完結した質問事項は再度質問できません。

制限時間は、原則1人1時間以内とします。

以上です。

◇ 丸 島 な か 君

○議長（松野唱平君） 通告順に発言を許します。

初めに、11番、丸島なか君。

〔11番 丸島なか君質問席〕

○11番（丸島なか君） おはようございます。11番議席の丸島なかでございます。

議長のお許しをいただきましたので、今回もトップバッターで質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

まず、大きい1点目でございますが、新型コロナの猛威は今も続くものの、緊急事態宣言といった対策が緩和され、少しずつ以前の生活が戻りつつあるように思いますが、依然として猛威を振るう新型コロナウイルスの第7波、新規感染者数は依然として高止まりし続けております。8月19日には全国の感染者数が26万1,029人と過去最多を更新、世界と比較しても、直近の日本における感染者数は突出して多い状態になっています。また、8月25日現在、自宅療養者の方は142万人いるということです。7月中旬から急に感染者が増加し始め、町として感染者が800人を超えているということです。このような中、特に若い方たちの感染が多いように見

受けられます。そして中には重症化する方も多くいるようです。

長南町でも多くの若い方たちが感染しているようですので、自宅で療養したり、または濃厚接触者だったり、このような中で災害はいつ発生するか分かりません。地震あるいは線状降水帯が発生し、大雨が降ったりしてどうしても避難所に避難をしなければならなくなった場合、コロナ感染者で自宅療養中の方や、濃厚接触者の方が避難する場合の対応についてはどのようにになっているのかお伺いをいたします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、仁茂田宏子君。

○総務課長（仁茂田宏子君） それでは、避難所におけるコロナ感染者への対応ということでございますが、コロナ禍となりました令和2年度以降のまず防災訓練では、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドに基づきまして、事前受付での検温や、自己申告による健康状態の確認、また、自宅療養されている感染者や濃厚接触者の方が避難してきた際には、それぞれ動線を分けての専用スペースや専用トイレなど、独立した動線をできる限り確保した避難所運営の受入れ体制の訓練などを行っております。

コロナ禍となった現在、感染症の状況によっては、避難先を親戚宅や知人宅などにすることも考えられると思いますが、避難される際には自らの健康管理のためにも、体温計やマスク、携帯用消毒液などを準備した避難行動にご協力をお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） 分かりました。

それでは関連として伺います。町としては、災害が発生したときこそ通信手段の確保が重要だと思います。避難所で通信手段がなくなると、被害情報の収集や安否確認が難しくなり、避難者はもちろんのこと、役場職員の皆さんも大きな不安を抱えたまま過ごさなければならぬと思います。今やスマートフォンに頼らずに過ごすのは難しく、災害発生時であればなおのこと必要ではないでしょうか。災害発生時の通信インフラ整備に力を入れていくべきではないでしょうか。今現在はどのようにになっているのか伺います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、仁茂田宏子君。

○総務課長（仁茂田宏子君） 災害発生時の通信インフラ整備ということでございますが、本年の第2回定例会におきましてご可決をいただきました防災行政無線系統の一部機能の拡張や、親局設備の無線送受信装置の更新に合わせまして、複数メディアと連携いたしました防災行政無線親卓等整備工事を行っております。これによりまして、災害情報を防災無線やホームページ、防災メール、エリアメール、長南町公式LINEに一斉に即時配信をいたすことができるようになります。

また、LINEや防災アプリへの配信が可能になることで、全国どこにいても長南町の災害情報を得ることができると、利便性が向上するものと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） ありがとうございます。利便性が高まるということで、大変心強く思いました。

また、災害用の公衆電話というものがあるということをお聞きしています。この災害用公衆電話は発信のみで、1台は海外にも通じるということですが、長生村などは村内の各避難所7か所に2台ずつ設置してあるということをお伺いしておりますが、町はこの災害用の公衆電話を設置する考えはあるのかお伺いをいたします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、仁茂田宏子君。

○総務課長（仁茂田宏子君） 災害発生時の通信手段といたしまして、NTTは無料で利用ができます災害時用公衆電話の事前配備を行っております。本町といたしましては、災害時用の公衆電話を今現在設置しておりませんので、今後必要性の検討をしてみたいと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） よろしくお伺いをいたします。

それでは、大きい2点目の質問、公園等の遊具についてに移っていきたいと思います。

我が長南町は少子高齢化が顕著であります。子育て中のお父さん、お母さんから、なぜ長南町は子供を遊ばせるための遊具がないのか、熊野の清水公園には遊具一つないし、野見金公園にも同じように何もなくて、子供を遊ばせるところがない。私は近隣町村に行き、例えば大多喜町や睦沢町に行くので、町内にはママ友がいませんという人がおりました。このような話を聞いて、私は本当に申し訳ないというか、情けないというか、悲しい気持ちになってしまったわけなんです。

そこで順次聞いていきますけれども、まず1点目は、旧東小学校跡地の県道の脇にあります親水公園のブランコ修理についてお伺いをいたします。このブランコは四、五年前から壊れていて使用できない状態となっております。近隣の子育て中のご父兄の方より、壊れていて子供たちを遊ばせることができない、早く直してほしいとの要望が何回もありました。予算の関係もあるでしょうし、この先どのようにしようとしているのか、撤去するのか、修理をしてちゃんと遊べるようにしていただけるのか、その辺をお伺いいたします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

建設環境課長、唐鎌伸康君。

○建設環境課長（唐鎌伸康君） ご質問の親水公園でございますけれども、この公園の敷地は県道南総一宮線の道路用地でありまして、千葉県から道路占用の許可を受けまして町が管理しているところでございます。占用の期間につきましては、5年ごとに更新手続を経まして、現在、令和8年3月31日までの許可を受けているところでございます。

ご質問のブランコにつきましては、遊具の点検時において経年劣化に伴う破損が確認されたことから、使用を停止する措置を講じた後に、令和3年3月にブランコ4基のうち2基を撤去したものでございます。このブランコの修理と撤去についてのご質問でございますけれども、公園の利用者数が少ないように見受けられますので、次回の道路占有許可の更新も含めた中で方向性を現在検討しているところでございます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） ご父兄の人たちがそのように言っているのです、よい検討にしていいただければと思いま

す。

また、2点目のインクルーシブ遊具について伺います。

インクルーシブを日本語に訳すと、包み込むような、包摂的などという意味があり、もともとインクルーシブという言葉は、ソーシャル・インクルージョン、社会的包括という社会政策の理念から来たそうです。つまりインクルーシブ遊具とは、体に障害がないお子さんだけでなく、障害のあるお子さんも一緒になって遊ぶことができる遊具のことだそうです。そして、インクルーシブ遊具を設置している公園のことをインクルーシブ公園と呼ぶということですね。近年、障害のある子もいない子も共に学び、共に育つことができるようにするインクルーシブ教育が注目を集める中で、インクルーシブ遊具もまた注目を集めるようになっていきます。

地域社会においても、少ないながらも子供の居場所づくりが行われてきておりますが、現状にも、障害を持った子供も一緒に楽しめる常設の場所が本町にはありません。最近注目されておりますインクルーシブ遊具は、通常のブランコや滑り台といったものではなく、障害を持った子供も使えるようになっており、特に複合施設は子供の想像力をかき立て、様々な遊び方を考えさせる独創的な遊具になっているということです。現在、東京都や神奈川県の一部で設置されております。新しい遊具のためか、設置場所も少なくほとんど知られていないようです。

健常児や障害児が共に生きるということならば、一緒になって遊べる遊具は必要であると思います。また、このような遊具が本町に設置されれば、近隣からも多くの子供や保護者を引き寄せて、関係人口増加に寄与するとともに、障害者に優しい町として高い評価を受けるものと考えます。ぜひともインクルーシブ遊具の設置を進めていただきたいと思います。いかがお考えでしょうか、伺います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

産業振興課長、石川和良君。

○産業振興課長（石川和良君） 令和4年第2回定例会補正予算で計上させていただきました野見金公園遊具設置工事において設置する遊具ですが、滑り台と雲梯の複合遊具1台、3連型ブランコ1台を設置いたします。このうち3連ブランコにつきましてはインクルーシブ対応型のブランコで、3つのブランコのうち1つにバケット型シートを設置し、障害を持つ児童にも遊べる仕様とさせていただきます。

複合遊具につきましてはインクルーシブ対応ではございませんが、保護者の方が少し手を貸していただくことで、障害を持つ児童にも十分遊んでいただけるものと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） ありがとうございます。

それでは次に、小・中学校の校庭にこのインクルーシブ遊具を設置する考えはありますか。学校教育では一人一人の多様性を認めて、皆を尊重し、障害のあるなしにかかわらず包摂的な取組が進められ、一定の成果が出ているものと思いますが、お伺いをいたします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

学校教育課長、三十尾成弘君。

○学校教育課長（三十尾成弘君） 小・中学校と協議を行いました。現時点では設置は必要ないというふうに

考えております。今後につきましては、児童・生徒の実情に応じまして対応していきたいと考えております。
以上です。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） 了解しました。

この複合遊具というのは、実際に見た人は驚くようです。つまりすばらしい創造的な、独創的な複合遊具だそうですね。普通、我々が遊具のところに行くと、ブランコにしてもシーソーにしても使い方はすぐ分かりますけれども、この複合遊具はどうやって使うか、また、その使う子供さん、または大人によって様々な使えるということで、物すごく頭も使うし、飽きないといいますが、こういうものが先進的に我が町に設置されれば、本当にこれは高い評価が得られるのかなとも思うところでございます。

今、子供たちが屋外で集まれる場所というのは、長南町としてはないに等しいわけであります。常設された場所があれば、町内はもちろん、他の市町村からも人を呼ぶこともできると思います。1つ造っていただけるといいますので、ですからぜひとも進めていただきたいと思います。

冒頭、野見金公園の話をしていただきましたが、町外からもお子様連れの方が多く来るかもしれません。そうしたならば、親子が一緒に楽しめるような、例えば日本一長い雲梯とか、日本一長い滑り台を造るとか、そういう充実した遊び場といえますか、公園といえますか、そういうものがあるとよいと思いますので、今後ともよろしく願いをして次の質問に移っていきたくと思います。

大きい3点目の共生社会の環境整備について伺いをいたします。

まず1点目の、男子トイレにサンタリーボックスを設置することについて伺います。

直訳すれば衛生的な箱とでもいいでしょうか。女性トイレの個室の片隅に置いてあるサンタリーボックスのことです。今、これを男性トイレに設置する動きが広がっております。男性特有の前立腺がん、あるいは男性の罹患率が高い膀胱がんは、術後、頻尿や尿漏れが起きやすく、尿漏れパッドが欠かせないそうです。着用すれば外出できるものの、男性トイレの個室で取り替えても捨てる場所がないので、使用済みのものは自宅まで持って帰るといのが実情とのこと。日本トイレ協会が2月に実施したアンケートによれば、尿漏れパッドや紙パンツを使う男性の7割が、捨てる場所がなくて困っていたと答えているとのことです。男性トイレにも箱があればとの声に、町として設置していただけるでしょうか、伺いをいたします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、仁茂田宏子君。

○総務課長（仁茂田宏子君） 男性用トイレにというお話ですが、高齢の男性の方の中には排尿障害の方がいらっしゃる、男性用トイレにもサンタリーボックスを設置する必要があると考えております。本庁舎などの公共施設では様々な町民が利用されることから、利便性を高める必要がありますので、来庁者が利用する頻度の高い場所として、庁舎1階トイレや身体障害者用トイレ、分館1階トイレ、中央公民館や農村環境改善センターなどには、排尿障害の方にも利用しやすいように処分用のボックスを設置しております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） 尿漏れの当事者の方からお話をお聞きしましたが、臭いが漏れるのを防ぐとともに、

下着を洗濯する負担を軽減するため、紙おむつや尿漏れパッドを使う決断をして、それを周囲に公表し、周囲の理解が広がったとのございます。持病の前立腺肥大症は服薬治療で回復しつつありますが、加齢による頻尿も加わり、おむつやパッドは今も手放せない状況です。長時間の外出はいつもポリ袋を持参、男性トイレで交換した使用済みのおむつやパッドは厳重に包装して持ち帰っています。サニタリーボックスの設置が当たり前になればどれだけありがたいか計り知れませんが、これは86歳男性の方のお話でしたけれども、町でも設置していただけるとの答弁でしたので安心をいたしました。

続きまして、2点目の女子トイレに生理用品を設置する考えを伺います。

令和3年6月議会で、生理の貧困ということで伺いました。今回は特に小・中学校の児童・生徒について伺いたいと思います。

前はそういう要望、相談を受けたことはないとのことでした。また、生理用品は保健室に置いてあるということでしたが、そのたびに保健室にもらいに行くのは大変でしょうし、その後どうなったのか伺いたいと思います。そのような要望はないし、皆それぞれにこだわりがあるでしょうというふうに言われておりましたが、そういう人はそれでよいでしょう。そうでない人もいるかもしれません。必要としている人のところに届くようにしてほしいということです。

いすみ市では、女性議員が生理の貧困について質問したそうです。早速、小・中学校全部のトイレに設置してくれたそうです。教育長さんは、このような話を聞くまで私は全くそういうことを知りませんでした、早速調べてみたら大変な思いをしている方も大勢いるんですねということで、すぐに設置に踏み切ったとのことでした。小・中学校だけでなく、市役所等の公共施設にも設置してあるとのことでした。

また、君津市やその他いろいろところで設置しているところが多くなってきております。そういう状況です。長南町でもぜひお願いできればと思って、答弁を求めます。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

学校教育課長、三十尾成弘君。

○学校教育課長（三十尾成弘君） これにつきましても、小・中学校へ聞き取りのほうを行いました。その中で、経済的な理由で購入が困難な児童や生徒は見受けられないということでした。今後につきましても児童・生徒の実情を注視しながら対応していきたいと考えております。

あと、保健室にある生理用品につきましても、現在まで取りに来た児童・生徒はいないというような回答でした。

以上です。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） そういうお子さんは見受けられない、聞き取りをやっていただいたら見受けられないという、今、答弁でございましたけれども、なかなか自分から言えないのが実情かなとも思います。

県立高等学校及び中学校における生理用品の非対面無償提供場所、これは令和4年2月15日時点なんですけれども、千葉県教育庁保健体育課が調査してくださったものですが、県立高等学校121校、県立中学校2校、合計123校においてトイレの洗面所45校、トイレの個室12校、トイレの合計として57校、保健室24校、更衣室21校、廊下21校、相談室5校、その他15校、複数回答となっているということで、半分近くの学校がト

イレとなっておりますので、個人的な意見としてトイレがよいのではと思いました。高校と小・中学校は多少違うかもしれませんが、使用するたびに保健室にもらいに行くのも大変なので、できればトイレに置くようにしていただければありがたいかなというふうに思います。

また、新庁舎が完成した場合、役場にも設置していただけるよう配慮していただければ、そういう要望をしてこの質問を終わりたいと思います。

次のヘルプマークについてお伺いをいたします。

義足や難病など、外見からは気づかれにくいのが、配慮や助けを必要とする人が身につけて周囲に知らせるヘルプマークを東京都で作成してから10年になるそうです。昨年10月には全都道府県で無料配付されるようになり、このヘルプマークは2012年人工股関節を使う東京都議の提案がきっかけで誕生したということで、赤地に白い十字とハートのデザインでかばんなどにつける、必要な支援内容や緊急連絡先を記載し持ち歩くヘルプマークもあるということで、墨田区は昨年3月、周囲に理解してほしいことを記したヘルプシールを新たに作成したそうです。障害者団体の意見を取り入れて作った29種類から周りに伝えたい内容を選び、ヘルプマークなどに貼って使用する、発達障害でマスクをつけられない小学1年生の娘がいる公務員の女性は、「発達障害があります」「マスクがつけられません」の2枚のシールをもらったとのこと。ぱっと見て伝えたいことが分かるイラストも交えて短文で書いてあるので、分かりやすいと評価しているそうです。

長南町において、ヘルプマークが必要な方に普及や周知はどのようになっているのか、どう進めているのかお伺いをいたします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

福祉課長、長谷英樹君。

○福祉課長（長谷英樹君） ヘルプマークは義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、また、妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮等を必要としていることを知らせることができるマークで、千葉県では県の事業としてストラップ型ヘルプマークを令和元年8月30日から県内市町村及び県健康福祉センターの窓口で必要としている方へ配付しております。

また、普及、周知につきましては、県で作成しているチラシやポスターを窓口を設置するなどにより行っております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） 分かりました。

町として必要な方たちに配付されているのかどうか、その辺をお伺いいたします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

福祉課長、長谷英樹君。

○福祉課長（長谷英樹君） 令和元年8月から県と連携してこの配付を行っておりますが、令和3年度末までのこれまでの本町の配付実績といたしましては、15の方に配付させていただいております。少しずつではございますが、必要としている方には届いているものと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） ありがとうございます。

石川県で、ヘルプマークを受け取る際に、交付申請書に氏名や住所を記入するよう求め、原則1人1個としているようですが、事情があり複数のマークが必要な人もいるため、1人に配付する数は制限することは考えていないそうです。町でも柔軟に対応していただきたいことをお願いして、この質問を終わります。

最後の質問になります。4点目のマイナンバーカード普及についてお伺いをいたします。

まず、マイナンバーとは、正式には個人番号と言い、住民票を有する住民一人一人につけられる12桁の番号のことです。マイナンバー制度は、社会保障・税番号制度とも言うそうです、このマイナンバーを使って税務署などの国の機関や地方公共団体、健康保険組合などが持っている個人の様々な情報を同一人の情報かどうか確認する社会基盤です。

このマイナンバーを国の機関や地方公共団体などが、基本的に社会保障、税、災害対策の3分野で活用することにより、スムーズな申告、申請等が可能となり、住民サービスのより一層の向上につながると考えられています。例えば、転職してもマイナンバーは変わらないため、年金納付期間の抜け落ちなどのリスクがなくなるなどのメリットがあります。

この制度は平成28年1月からスタートをいたしました。しゅふ（主婦、主夫）を対象とした調査機関、しゅふJOB総研を運営するピーススタイルホールディングス（東京都新宿区）は、マイナンバーカードをテーマにアンケート調査を実施しました。その結果、61%がこのマイナンバーカードを持っており、年代が低いほど所持率が高い傾向であることが分かりました。年代別に見ると、マイナンバーカードを持っていると回答した人が最も多かったのは30代以下であり74.2%、次いで40代63.6%、50代58.9%となったそうです。調査はピーススタイルスマートキャリアと求人サイトしゅふJOBの登録者528人を対象にインターネット上で実施したそうです。調査期間は2022年5月11日から18日、これはほんの一部かもしれませんが、まず町全体の現在の普及率をお伺いしたいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

税務住民課長、高德一博君。

○税務住民課長（高德一博君） マイナンバーカードの8月28日現在の交付件数につきましては2,853件で、9月1日現在の人口7,489人で割り返しますと、交付率は38.1%となっております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） ありがとうございます。

それでは次に、町役場職員及び被扶養者取得状況について伺います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、仁茂田宏子君。

○総務課長（仁茂田宏子君） それでは、役場職員におきますマイナンバーカードの取得状況でございますが、本年7月末の状況となりますけれども、市町村職員共済に加入しております会計年度任用職員も含めました128名の職員中63名が取得しております。取得率といたしますと49.2%となります。

また、被扶養者につきましては85名中33名が取得しております、取得率は38.8%となっている状況でございます。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） ありがとうございます。

取得状況は職員の意識の高さにつながっていくのかなというふうに勝手に思っちゃっております。

新潟県岩船郡粟島浦村という村があるそうです。これは86.98%で全国トップとのことでお聞きをいたしました。やはりそれにはいろいろ工夫をされているようです。町内や役場内においても啓蒙していただければありがたいと思います。

町内38.1%ということで、2,853件の方が取得しているということで、令和3年10月からマイナンバーカードが健康保険証の代わりに使えるようになりました。小耳に挟んだことなんですけれども、ある方が健康保険証とひもづけにしたそうです。それで、東北の実家に帰るといので、酒々井の病院でPCR検査を受けたそうです。次の日に結果が届きますよとの病院からの通知だったそうですけれども、このマイナンバーカードと健康保険証をひもづけにしているということで、検査をして家に帰ったらもう届いていたということだったそうです。本人もびっくりで、本当にすごいなと思って、このことを皆さんにもこの話を紹介してください、そういうふうにも話していたそうです。

運転免許証の一体化、それから災害時の罹災証明書に伴う現金給付が、預金口座との連携で迅速化する等のメリットも期待されていますので、よろしくお願いをしたいと思います。

ただ、デジタル化に抵抗のある高齢者の方とか、電子機器のない方に対しては、申請自体が大変なハードルになっているかと思われます。そのような方々への支援はどのように考えているのか伺います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

税務住民課長、高德一博君。

○税務住民課長（高德一博君） 高齢者の方への申請の支援につきましては、今年度予算のほうをいただいております2台目の、写真を撮影いたしまして申請を遠隔で行えるタブレット、マイナ・アシストと呼んでおりますけれども、そちらのマイナ・アシストが今月中には納品になる予定となっております。そのマイナ・アシストを活用いたしまして、地域の集会所などに伺う出張申請受付を行いたいというふうに考えております。

また、長南集学校、リングロー株式会社より、富山県の立山町より委託を受け、谷口集学校というところで申請サポートを行っているので、同じようなお手伝いができればというようなお声がけをいただきました。そういった民間企業の協力を得ながらの申請サポートにつきましても今後検討のほうをしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） 民間の協力も得ながらということで大変ありがたく思います。

国のほうは、2万円のポイントがもらえますよと、役場の中ではいろいろ考えて、デジタル社会に合わせて準備を進めてくれているということなんですけれども、マイナンバーカードを作成することの必要性を感じていない多くの町民の皆さんの意識が、特にこの高齢者の方にどう意識づけをしていくのか、その辺をちょっと伺い

たいなと思います。

私も五、六人とか、七、八人とか集まったところで、3会場ぐらいでこのマイナンバーカードのお話をさせていただきましたが、なかなかこちらの言っていることにもしらっとして、ただ聞いて横流しにしているみたいな感じで、俺持ってるよとか、それポイントをもらったよとかという声が聞こえてくればよかったかなというふうにも思うんですけども、そういう話も全くなく、役場がいろいろ準備してくれていても、どういうふうにこの意識を、このマイナンバーカードを作らなきゃいけないんですよという意識を目覚めさせないといけないと思いますので、その辺何かいい知恵があったらお聞かせいただければありがたいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

税務住民課長、高德一博君。

○税務住民課長（高德一博君） ただいま丸島議員の言われました、必要性をあまり感じていただけない、その意識の少なさが全国的に交付率が伸びていない原因だというふうに考えております。大変難しい課題ではありますけれども、申請のほうをしていただくために、コンビニで住民票や印鑑証明書などが取得できるようになりますよというようなことですか、また本年5月からは国民年金の加入手続ですとか、国民年金保険料の免除申請、また、学生の納付特例の手続なども役所のほうに来庁することなく、スマホやパソコンのマイナポータルから申請ができるようになっております。

また、医療費ですとか薬剤費の履歴もマイナポータルのほうから確認ができるようになっておりますので、医療費控除を受ける際には便利が機能となっております。そういった便利な機能を紹介していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） ありがとうございます。

そこの辺が一番大変じゃないかなというふうに考えております。

コロナ禍になって、デジタル化が日本はとでも遅れていることが浮き彫りになりました。高齢者の方とか私も含めまして、あまり慣れていない人たちは、とでも抵抗があるのかなというふうに、そういうところで役場の職員の方が窓口でやっていただけるということはとてもありがたいです。また、集会所にも何人か集まれば、役場職員が出向いていただけるというお話もありましたが、そこで町としての普及目標について伺いたいです。よろしくをお願いします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

税務住民課長、高德一博君。

○税務住民課長（高德一博君） 普及目標につきましては、まち・ひと・しごと創生総合戦略に、令和7年度までに交付率を90%とすることを目標値として掲げさせていただいております。この目標に向けましては、これまで行ってまいりました時間外交付や休日交付、また、先ほど答弁をさせていただいたマイナ・アシストを活用して、地域の集会所や企業などに何う出張申請受付を行っていききたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） このマイナンバーカードが普及するということがなぜ必要かという、町民の暮らしが充実するということはとても大事なことだと思います。私が最近聞いたお話なんですけれども、偶数月の15日というのは年金支給日ですので、郵便局などに年金をもらいにたくさん人が集まってくるんですね。その郵便局に市役所職員がタブレットといいますか、今、課長がおっしゃったようにマイナ・アシストという、そういうものを持参して出向いていくそうです。声かけをしてオーケーの出た方は、A4くらいの大きさのものに自分の名前を書いて、写真撮影をして、その場で啓蒙活動をしているということもお聞きをいたしました。また、千葉方面とかの大きいデパート等でも声をかけて進めているそうです。

年金受給者の郵便局でこういうのはお聞きしたんですけれども、町としてはこういうことはどうなのでしょう。再度伺います。よろしくお願ひします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

税務住民課長、高德一博君。

○税務住民課長（高德一博君） 現在、今後予定がされておりますイベント時に出張申請受付を行うことを計画のほうはしております。

また、郵便局での受付につきましては体制的にちょっと難しいというふうに考えておりますけれども、4つの郵便局の局長さんには、住民の方が訪れた際にマイナンバーカードを作られているのか、また、役場に行けば写真を撮るだけで簡単に申請のほうができるんだよということを伝えていただくように依頼のほうはさせていただいているところです。

以上です。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） ありがとうございます。ぜひ皆さんに協力していただきながらやっていっていただきたいと思います。

今後とも今まで以上に努力をしていただきまして、合計2万ポイントがもらえるのは今月9月末までということになっておりますので、今後とも一生懸命努力して推進していただけるようお願いをいたします。

SDGsの誰一人取り残さない社会構築のために、この制度のさらなる推進をお願いいたしまして、全ての質問を終わりにいたします。大変ありがとうございました。

○議長（松野唱平君） これで、11番、丸島なか君の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩とします。再開は午前11時からを予定しております。

(午前10時47分)

○議長（松野唱平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時00分)

◇ 林 義博君

○議長（松野唱平君） 次に、2番、林 義博君。

[2番 林 義博君質問席]

○2番(林 義博君) 議席番号2番、林 義博です。議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

件名で2件でございます。1つ目がトップセールスについて、2つ目が道路の維持管理についてでございます。

まずトップセールスについて伺います。

町長におかれましては、幼稚園と4つの小学校の利活用に当たり、企業誘致に全力で取り組んでいただき、全国の多くの自治体から羨ましがられるほどの盛況を呈しておりますこと、少子高齢化に伴う廃校問題で、同じ悩みを抱える自治体からの視察が多数に及ぶと聞いております。まさにトップセールスのたまものと高く評価いたします。

そこで、町長におかれましては、副町長も就任されたことから、留守をお任せして次のトップセールスへと駒を進めていただきたいと思うわけですが、国や県とのパイプを太くしていただきたいと願っております。当面は、空港代替地跡地の活用、西部工業団地計画跡地の早期活用等、企業誘致を踏まえた有効活用に期待がかかっております。長引くコロナ禍において、西部工業団地計画跡地への進出計画の熱は冷めてしまったのではないのでしょうか。これから地方自治体に求められることは、自治体そのものの存続にあると思います。限られた数の人々を多くの自治体で取り合いっこをしても、勝ち組となる数は限られてしまいます。存続にあるのではと申しましたが、現状を維持するだけでも大変な苦勞を要すると思います。

そこで、存続のための手段、戦略と申しますか、トップセールスを行うお考えがないか伺いたいと思っております。

そこで、伺う前に、私だけがこれぞトップセールスと思う事例を挙げてみますと、1つ目が、古くなりますけれども、昭和20年9月27日、昭和天皇裕仁様と連合国軍最高司令官ダグラス・マッカーサー元帥との会見にあると思います。昭和天皇に6名のお供が同行したが、会見に同席した者は通訳1人のみであった。命の危険や逮捕の危険性もある中、アメリカ大使館を訪問するも、先方の出迎えは係の者2人だけであり、マッカーサーはソファーでくつろいでいた様子であった。

このときマッカーサーは、第一次世界大戦で敗戦したドイツに占領軍として進駐していた父親に同伴したときのことを想起していたそうです。敗戦国ドイツのカイゼル皇帝が占領軍を訪問した際に、戦争は国民が勝手にやったことで自分には責任がない、したがって自分の命だけは助けてほしいと命乞いをしたそうです。日本の王も同様であろうと予想していたマッカーサーは、パイプをくわえ、ソファーでくつろいだままであり、昭和天皇を見下していたことは明白であります。

マッカーサーのそんな態度を前に、直立不動のままの昭和天皇は、国際儀礼を済ませた後で語り始めました。日本国天皇はこの私であります。戦争に関する一切の責任はこの私にあります。私の命において全てが行われました限り、日本にはただ一人の戦犯もおりません。絞首刑はもちろんのこと、いかなる極刑に処されても、いつでも応ずるだけの覚悟があります。通訳の者は正確に訳してもよいものか困り果てていたということです。しかしながら、罪なき8,000万人の国民が住むに家なく、着るに衣なく、食べるに食なき姿において、まさに深憂に堪えんものがあります。温かき閣下のご高配を賜りますようにと述べました。

マッカーサーは、自分の予測の正反対の状況に驚愕し、パイプを置いて立ち、昭和天皇の前で同じく直立不

動の姿勢を取っていたということです。国民の命を救うために自分の命を差し出す国王など、世界史上にほとんど例のないことであったためだ。私は大きい感動に揺さぶられた。この勇気に満ちた態度は、私の骨の髄まで動かしてくれた。私はその瞬間、私の目の前にいる天皇が、個人の資格において日本における最高の紳士であったと回想録に記されている。

会談後にマッカーサーは、自ら玄関まで送り返している。最大の敬意であろうと思います。そしてマッカーサーは、戦争責任を追及できる証拠は皆無であるとして、アメリカ合衆国の要請を却下し、そして昭和天皇の嘆願のとおり、アメリカから何度も何度も食糧物資の救援を取り次いでいる。昭和天皇はマッカーサーとの約束において、このやり取りは生涯語られることはなかったということです。

続けて、もう一つありますけれども、これを読み上げてから町長に伺います。

2つ目は、自分の経験したことなのですが、習志野市の埋立地に湾岸道路、現在の東関東自動車道が貫通しております、循環しております。海側は工業誘致地区として整備を進めております。この道路の東側、つまり住宅地側に幅100メートルのバッファゾーンを設け、湾岸道路からの騒音の減衰を図ろうとするために築山を造り、植栽をして、公園化計画を実施いたしました。この計画にかかる費用を、財政投融资資金から百数十億の借入れを行いました。このときの借入れレートが6.7%と今では考えられぬような高いものでした。

いざ返済の時を迎え、金利分の財政負担の大きさに頭を抱えるとき、一括返済をして金利の安いところから借換えをする計画が持ち上がり、国との交渉にトップが出向くことになるわけです。仲介役に自民党千葉県連幹事長の村上睦郎さんを立てて、市長、助役、都市部長、そして私、公園課長の5人で時の参議院予算委員長の井上裕議員を予算委員長室に訪ねました。

井上議員は開口一番、今日は君たちのために2時間取ったと言い終わらないうちに受話器を取り、大蔵省主計局から始まり、郵政、建設と各省庁の財政担当に電話をかけまくりました。1時間半後、受話器を置いて、お聞きのとおりです、どこの部署でも一括返済に応じてくれるところはありません。よって白紙に戻してお引き取りくださいと言わんばかりでした。しかし、これを機に国とのパイプがつながり、その後数年かけて分割返済で借換えを行うこととなりました。

以上、私の勝手に思うトップセールスであると思うことから例として取り上げましたが、トップセールスとはこの感動であると思っております。人の心を動かすことのできるセールスを期待しております。

そこで、天皇陛下と重ね合わせるつもりはございませんが、平野町長におかれましては、トップセールスについてどのようにお考えになっておられるか伺います。よろしく願いいたします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長、河野 勉君。

○企画政策課長（河野 勉君） まず私のほうから、町長がトップセールスを行う考えがあるかとのことで、町長が平成26年、就任以降トップセールスとして働いてこられました内容について簡単に説明のほうをさせていただきます。

平成27年度には県企業庁が、譲渡を希望しておりました長南西部工業団地用地につきまして、立入り防止柵の設置などの要望ですとか、それこそ先ほど林議員さんもおっしゃってございました4小学校の関係ですね、平成29年度には町のトップセールスとして地方創生の推進交付金を活用する中で、廃校活用のために東京都の新

宿まで赴きまして、県外での廃校活用セミナーの開催ですとか、廃校活用の現地ツアーの実施、また、町のPR動画の作成など、精力的に企業の誘致活動のほうを実施してまいりました。その結果、今では廃校全てに加えまして旧幼稚園への企業誘致も実を結んでおります。

また、町所有の大規模未利用地につきましても、幾つかの企業から現在開発につきましてもオファーを受けておりまして、企業によりまず現地の事前調査も現在行われているところでございます。

また、持続可能な財源の確保につきましては、町が検討する産業用地の可能性の調査につきまして、県の補助制度が該当になるかなど、問合せのほうを行っております、先日も町長自ら足を運びまして、県の商工労働部の企業立地課のほうに伺って、そのあたりのほうの情報収集ですとか、お願いをしてきているところがございます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 今、課長のほうから、これまでの私の活動についての話がありました。この活動が林議員のおっしゃっているようなトップセールスに当てはまるかどうかは分かりませんが、私としては企業誘致をはじめ各事務事業が円滑に推進するために、国や県、関係機関に陳情を行ってきたところであります。

皆さんには全て私の活動を報告しているわけではありませんので、知らないこともたくさんあると思いますけれども、これらはトップセールスというよりも、自らの当然の職務、そういう意識の中で行ってきたところであります。ですけれども、林議員のご提言もありましたように、先ほど2つの事例も紹介していただきましたが、今後はトップセールスという言葉により意識しながら活動してまいりたいというふうに考えております。

そういった中で、国・県のパイプをもっと強くしてほしいというようなことも話がありましたけれども、これから町として、西部工業団地計画跡地、そして空港代替地、共有地の大きいところの開発もしていかなければならないというようなこともあって、また私としては、スーパーの進出がもうそろそろ断念せざるを得ない状況にきているというふうに思っております、そうであれば、町としての直売所を町が設置して民間にお願いすると、そういったような計画も今思っています。それについても具体的な調査検討に入っているということでもあります。

そういうこともありまして、国と県のパイプも強くしていかなければならないというようなことで、県内で選出されております国会議員の研修セミナーとか、そういったところにはできるだけ参加するようにしております、できるだけ何でも相談できるような体制にしているつもりであります。

そういうことで、今後も先ほど申し上げましたとおり、トップセールスという言葉をかみしめながらしっかり取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 2番、林 義博君。

○2番（林 義博君） ありがとうございます。

特に強調してお願いをしたいというのは、自分は、長南町が一番安心・安全な町だと思っております。海がない。よって津波はない。火山もない。大きな川もない。セキュリティも一番安全だと思っております。いわゆる自然災害に強い町だと思っております。ですから、そこら辺をもう少しアピールをしていただいて、今、

国がというよりも企業でもやっていますけれども、いわゆるセキュリティー関係の第2、第3の保管場所、それなんかでも適合できるのではないかなと自分は勝手に思っております。安心・安全な町であることを頭に付け加えていただきまして、続けて、細くてもいいです、詰まらないパイプを国・県とつけておいていただければと要望をしておきます。トップセールスについてはよろしく願いをいたします。

続きまして、道路の維持管理について伺います。

道路の区画線の維持管理というよりも区画線についてでございますが、県道の長柄大多喜線の棚毛入り口と又富入り口の横断歩道の前後に、棚毛には「横断者注意 通学路」と、又富には「速度を落とせ 通学路」とペイントされました。肝腎の横断歩道は、タイヤとの摩擦によりすり減り薄くなっております。私は日々通勤で通りますが、通るたびに、仏作って魂入れずという言葉がよぎります。道路管理者と公安委員会と管理者の違いこそあれ、住民目線から見れば、横断歩道はいつ引き直すんだらうと思う人は自分一人ではないと思います。これは県道の話ですが、町道においても注意していただきたいと思います。

さて、町道の区画線についてでございますが、特にどこという場所の特定はございませんが、外側線について、別にリードラインとも申しますとおり車両等を誘導する目的を持っております。幅員5.5メートル未満の道路においてはセンターラインを引くことができませんので、サイドライン、外側線が重要な役割を果たします。これが消えかかっていたり、見えづらくなっていたりすると、路肩の位置の確認が不鮮明になり、特に夜間においては支障を来す可能性があります。さらに路肩の雑草の繁茂によりラインが隠れてしまっている箇所についても同様であります。

そこで、現在町道における区画線の管理はどのように行われているか、また、管理基準や目安のようなものがあるのか伺います。明確な基準があるとは考えておりませんが、今現在どのような管理をされているのかということですね。さらに続けると、実は全国の道路標識・標示業協会関東支部標示委員会というところで、関東全域において調査を行った結果がございます。目視による評価で塗り替え基準を作成しております。5段階に区分して、このデータを基に現在は運用されております。路肩に繁茂した雑草の刈取りについてですけども、現状では路肩に隣接する土地の所有者の善意に甘えているのが大半だと思っておりますが、土地所有者の高齢化もあり、農家等の後継者不足も手伝い、徐々に善意の協力が得られにくくなることは必至であります。業者発注するか、シルバー人材センター等に依頼するか、いずれにしても予算を必要とします。私の近くでも、10ヘクタール以上の営農を続けていた人が今期限りで廃業を余儀なくされております。後継者も病弱で営農を断念したそうです。

このように少子高齢化、後継者不足から連鎖的に善意の協力が得られにくくなってきております。当面は区長なり組合長を通じて協力依頼することで打開できるかもしれませんが、申しましたように、年々農地に面した路肩の除草協力が得られなくなっております。日本農業普及学会の関戸章一さんという方が、指導員向けの月刊誌に書いていたことを思い出しました。話をしても聞いたとは限らない。聞いたとしても理解したとは限らない。理解したとしても納得したとは限らない。納得したとしても実行するとは限らない。実行したとしても長続きするとは限らない。教える側は相手が身につけ習慣にするまで気を配れということです。

そこで伺います。当面の区画線の維持管理についてどう考えているのか伺います。また、将来の維持管理についてどう考えているのか重ねて伺います。よろしくご回答をお願いします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

建設環境課長、唐鎌伸康君。

○建設環境課長（唐鎌伸康君） 道路の維持管理についてお答えしたいと思います。

現状の道路の維持管理でございますけれども、特に路肩部の除草でございます。これにつきましては現在のところ、シルバー人材センターのほうへ年間を通じて委託しており、突発的な状況につきましては、美化作業員さん等をお願いしているのが現状でございます。

その中で、また将来的にどう管理をしていくのかということでございますけれども、現在、この町道の多岐にわたる延長の管理については、現在のところ非常に課題の一つとなっているところでございます。林議員さん申したとおり、高齢者、また農業の離農等ございまして、この町道の多岐にわたる延長の管理は今後とも課題の一つとなるところでございます。

ただ、人材等につきましては限られた人数でございますので、住民の方の協力も得ながら道路の維持管理をしていきたいというふうに考えております。

2点目の区画線についてでございます。

区画線につきましては、毎年区画線の設置の更新をしているところでございますけれども、限られた財源の中で実施しているわけでございます。昨年度で申し上げますと、幹線道路を中心とする3路線、これにおきまして約5キロの区画線を実施したところでございます。質問の内容にもございましたとおり、区画線につきましては、安全な通行を目的としておることから、今後ともその区画線の明瞭化を図っていきながら、交通の安全に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 2番、林 義博君。

○2番（林 義博君） ありがとうございます。

当面は現状を維持するしか仕方がないことだと理解しております。特に交通安全施設につきましては、交通関係警察官が体を挺して徴収した、いわゆる交通反則金が全国の都道府県、市町村に分配されておりますが、本町においても年間170万円から200万ほどが毎年交付されております。この僅かな金額では交通安全施設の維持管理費のほんの一部でしかございません。

町長に伺います。人口減少に伴い、徐々に税収も落ち込んでくると思われませんが、道路、河川等に限らず施設の維持管理費を減額することはできないと思います。経常経費の確保のための持続可能な財源確保についてどのようなお考えをお持ちか伺います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 長南町は非常に山間部で、道路、河川、そういうところに施設が大変多いところであります。今、先ほど話が合ったように、地域住民の皆さんがボランティアで、奉仕作業で周りの自分の用地の除草と同時に除草していただいていると、そういう草刈りをしていただいているというようなことも多いわけですが、これから高齢化が進んで、実際にボランティア活動をする人が少なくなってきた場合、こういった施設の維持管理をどうしたらいいかということは、これから長南町にとって非常に大きな問題であろうと思います。

特に費用面でこれを全て業者にお願いすることになると、結構莫大な費用、予算が必要になってくるわけです。これはどうしたらいいかということは、これから地域の皆さんとともに考えていかなければならない一つだと思っています。要するに何が言いたいかというと、町民の皆さんと行政、民と行政との協働の町づくりという観点で皆さんにお願いすること、町がやるべきことをきちんと明確に示せるようにしていければというふうに思っております。

いずれにしても財源が全てですので、それには税収をより増加させるための手段、企業誘致であったり、町民の皆さんがいつまでも健康で仕事ができるような、そういったような環境をつくってあげることも大事なかなというふうに思っておりますので、そういった面でしっかり取り組んでいきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（松野唱平君） 2番、林 義博君。

○2番（林 義博君） ありがとうございます。

自然消滅を待つみの行政ではないということのお考えを伺いまして安心をいたしました。町長一人に任せざるわけではございません。職員はもとより、町民が一丸となって知恵を出し合い頑張っていきましょう。

ある方が言っていました。知恵のある者、知恵を出せ。知恵のない者、金を出せ。金のない者、力出せ、汗をかけでございませう。

蛇足でございますが、先ほどの区画線について、簡単に調査したやつがあるそうなので伺います。平成21年から22年にかけて関東の各都県の道路協会というのがあるんですが、協力の下、関東全域で路面標示の耐久性と交通量の関連性を3か月ごとに定期観測を行った結果でございます。交通量とか大型車両の混入率、舗装の形状、気象条件等で変化することから、個人差が出ないように診断ソフトを開発し、客観的に測定を行い、5段階評価する、ピクセル単位という方法があるんですが、剝離率を表示します。目視評価による塗り替え基準をつくっております。これには全国道路標識・標示業協会関東支部標示委員会の主導で行われました。今後、車両が区画線を検知して自動運転する技術の普及や、高齢者や交通弱者の安全確保のため、夜間の視認性の向上など、いつでもはっきり確認できる区画線の重要性は高まっていくと思料するものです。

以上ですけれども、これで終わりますけれども、もしコメントがございましたらいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

建設環境課長、唐鎌伸康君。

○建設環境課長（唐鎌伸康君） 先ほど来、答弁させていただきましたけれども、その外側線、もとよりセンターライン、これについては安全な走行ができるよう今後努めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 2番、林 義博君。

○2番（林 義博君） ありがとうございます。

以上で終わります。ありがとうございます。

○議長（松野唱平君） これで、2番、林 義博君の一般質問は終わりました。

◇ 宮 崎 裕 一 君

○議長（松野唱平君） 次に、1番、宮崎裕一君。

〔1番 宮崎裕一君質問席〕

○1番（宮崎裕一君） 1番の宮崎でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告のとおり、件名4件、要旨9件について一般質問をさせていただきます。

まず最初に、幹線道路の維持管理についてであります。先ほど林議員が質問しましたが、多少ダブるところもあるかもしれませんが、よろしく願います。

一般国道、県道の管理については、千葉県土木事務所が管理者になっております。道路の維持管理に努めているところでありますけれども、この本町は7市町村の中でも茂原に次いで2番目に面積が広い町であります。面積は65.51平方キロメートルであります。その中でも豊栄地区においては、国道409号線、県道長柄大多喜線、主要地方道として市原茂原線等が通っております。

道路法の13条に、道路の維持として道路の巡視、清掃、除草、除雪がありますけれども、町道につきましては先ほど話がありましたように、住民のボランティアの方々や、あるいは多面的機能の支払交付金を活用した中で、ある程度きれいに整備されたり除草されたりしておりますが、さきに述べた国道、県道については交通量も非常に多く危険が伴う作業になります。また、高齢化してなかなか作業もできなくて放置された状態が数か所見られる中で、伸びた草を避けて車線をはみ出すような車も何度も見ております。

そういう中で伺います。国道、県道の除草については、町としてどのように取り組んでいるのか伺います。よろしく願います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

建設環境課長、唐鎌伸康君。

○建設環境課長（唐鎌伸康君） まず主要幹線の道路の除草のご質問にお答えをしたいと思います。

まず、町内を通る国道409号ほか6路線、これを管理しているのは、千葉県の長生土木事務所で現在管理をしているところでございます。長生土木事務所では、上半期と下半期に分けて年2回の除草作業を実施していると聞いております。令和3年度では1回目として1万9,700平米、2回目といたしまして9,400平米の除草作業を委託されていると伺っております。この1回目と2回目の面積に相違がございますのは、やはり財源と申しますか、予算の関係ということでございます。

町はその主要県道についてどのように対応しているかということでございますけれども、地元からの要請もしくは要望等あった場合、県の所管、管理をしている長生土木事務所に通報、連絡等をして、できるだけその除草に対して行っていただけるよう要求をしているところでございます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 1番、宮崎裕一君。

○1番（宮崎裕一君） 分かりました。ありがとうございます。

年2回の除草作業ということであります。いろんなところのあれなんですけれども、茂原市が一番面積が多

いところなんですけれども、よく茂原の本納のほうを通ったりすると、年がら年中本納のあそこら辺は草刈りをやっているなというイメージがあるんですけれども、そういうことでよろしくお願ひしたいというふうに思います。交通安全の観点等々から、長生土木事務所のほうに要請のほうをよろしくお願ひし、次の要旨に移ります。

2番目の要旨で、千葉県道路アダプトプログラムということでございます。このプログラムは、調べましたら県が管理する国道、県道を、地域の方々により、道路の清掃、除草、美化運動、そういうことをお願ひするプログラムということになっています。このプログラムに参加することによって、県から必要な道具類の貸与、資材の提供、また、活動に関する保険の加入支援等々があるということでございます。

そこで伺いますけれども、本町では、このプログラムに参加していらっしゃる個人あるいは企業の方がいるのか、そしてまた今後本町として幹線道路の除草、美化運動等に取り組んだ場合に、燃料等の支援というか、費用的な支援を考えているのかどうか伺います。よろしくお願ひします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

建設環境課長、唐鎌伸康君。

○建設環境課長（唐鎌伸康君） この道路アダプトプログラム、この制度は千葉県が実施しているものでございます。本町における加入団体、参加状況等でございますけれども、1団体が参加しております。場所につきましては国道409、一般県道長柄大多喜線に係る交差点部において活動をしているというふうに聞いております。これに対する町の支援等につきましては、現在のところ支援はしていないという状況でございます。

また、支援等に結びつくかどうか分かりませんが、この協定に基づくごみの排出等につきましては、町が回収をし処分するということは実施をしております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 1番、宮崎裕一君。

○1番（宮崎裕一君） 分かりました。道路愛護デーでしたり、ごみゼロとかいろいろある中で、日々そういうふうに活動に取り組むということの仕組みづくりも大切じゃないかなというふうに思いますので、いろんな観点からご検討いただければというふうに思います。

2件目の件名に移ります。路上張り出しの樹木ということであります。

広報紙の8月号に、張り出している樹木の伐採にご協力をお願いしますという記事が掲載されました。倒木等による事故等の場合には、山林の所有者が民法により賠償責任が問われますということではありますが、伐採について町はどのように考えているのか伺います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

建設環境課長、唐鎌伸康君。

○建設環境課長（唐鎌伸康君） 広報に掲載した内容でございますけれども、道路上に張り出した樹木の伐採及び道路側溝の清掃につきまして、これから台風のシーズンを迎えるところで、被害を防止する対策としてお願ひを周知させていただいたものでございます。特に電線や電話線に係る樹木等については、事前に立会いをするなど、事故防止のために各事業者の連絡先を記載させていただきました。境界線を越えてほかに支障を及ぼす樹木等につきましては、土地の所有者の所有物となりますので、所有者の責任で適切な管理をお願ひしたい

というふうを考えているところでございます。

ただ、高齢化社会を迎える中で、作業が危険な伐採作業につながる場合におきましては、事故等が発生してしまえば本末転倒の結果となってしまいますので、経費はかかるとは思いますけれども作業を専門の業者に委託するなどをお勧めするところでございます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 1番、宮崎裕一君。

○1番（宮崎裕一君） 分かりました。そういうことだと思います。これは法律に決められているものですから、それをとやかくどうのこうのとはいいません。ただ、今、課長の答弁にもあったように送電線の関係、そこについてちょっとお聞きしたいと思います。

電線にかかる伐採についてどのように考えているかですけれども、送電線にかかる場合、保安上の問題がある場合は、東電の現場調査により問題があるとされた場合につきましては、東電により剪定をしていただける可能性があるそうです。また、場合によっては剪定というか、その一部分を切るということになりますけれども、場合によっては保護管を設置して対処するというところで東電のほうは回答しております。

確かに課長がおっしゃったように、何でもかんでも東電に頼めばいい、電話すれば無条件で剪定、伐採してもらえるわけではございません。また、町としても財源の限度があります。伐採の場合はそれなりの費用が生じるということですから、それはそれで仕方がないのかなと思います。先ほども言ったように、課長の答弁の中に、高齢化によりなかなか伐採作業が困難だ、無理だという中で、結果、放置をしたままになり、電線が切れるというような状況があるんじゃないかなというふうに思います。

そこで伺います。電線にかかる場合は、そういう専門的な知識等々があるのでなかなか難しいと思いますが、電線にかからない樹木等の伐採について、所有者が伐採した場合には費用等の支援等があるのかどうか伺います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

建設環境課長、唐鎌伸康君。

○建設環境課長（唐鎌伸康君） 伐採にかかる費用に対する支援についてお答えしたいと思いますけれども、現在のところそれに対する支援の施策はございません。

ただ、樹木等の適切な管理を所有者へお願いするだけでは現状の問題を解決することができないと思っております。つきましては、今後町が支援できることについて検討をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 1番、宮崎裕一君。

○1番（宮崎裕一君） 分かりました。

今お話があったように、電線がない場合、一人ではなかなか切れません。やっぱり車を止めて通行量を制御しなきゃいけないとかいうことの場合も出てきますので、そういう中では、作業の安全性を確保した上で伐採をするということになります。ぜひ支援が今ないですけれども、よろしく検討のほうをお願いしたいと思い、次の要旨に移ります。

3番目の、防犯灯周りの樹木の伐採についてであります。

防犯灯周りにはつるや樹木が覆いかぶさっており、せっかく防犯灯が設置されているのに隠れて暗いといった意見がいろんな町民の皆様から寄せられております。

そこで伺います。防犯灯周りの樹木の伐採は、安全、防犯の観点から、これだけは町として伐採すべきだと思いますけれども、そのことについて考えを伺います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、仁茂田宏子君。

○総務課長（仁茂田宏子君） 防犯灯の関係ですけれども、防犯灯は夜間における住民の安全と犯罪防止を図ることから、町内には1,545基を設置しております。防犯灯周りの樹木などの伐採につきましても、先ほど建設環境課長が答弁したように、市有の樹木が防犯灯の明かりを遮断している場合には、土地所有者の方に樹木の剪定などをお願いしております。樹木の枝などが電線にかかっていて伐採作業に危険が伴う場合には、東京電力に伐採のお願いをしている状況でございます。

○議長（松野唱平君） 1番、宮崎裕一君。

○1番（宮崎裕一君） 分かりました。

全ての防犯灯がつるが絡んだりなんかはしていません。結局さっきの電線とこの防犯灯が一緒になっていまして、この作業は一緒になるのかというふうに思います。今は夕方まだまだ明るい時間が長いですが、これからどんどん日が詰まってきます。中学生は部活等で遅くなるようなことがございますので、ぜひそういう防犯上、あるいは安全の面から対応のほうをよろしくお願ひしたいというふうに考えております。

続きまして、件名の3件目に移ります。農業者支援について伺いたいと思います。

農地バンクシステムのアクセス状況ということで、これも広報紙の8月号へ、農地バンクを活用してみませんかとの記事が掲載されました。農地の耕作放棄地の拡大が予想される中で、農地の買手、借手のマッチングをする有効な事業だと思います。

この事業の現在の利用状況、登録者数等々が分かりましたら状況をお伺ひしたいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

農地保全課長、三上達也君。

○農地保全課長（三上達也君） ご質問の農地バンクシステムについてでございますが、このシステムにつきましては、昨年度からシステム構築に着手をしまして、今年度、要綱を整備した上で今年7月より町ホームページ内にシステムを公開したところでございます。

近年、特に相談が増加している農地の処分については、農業振興地域内にあるなど一定の条件を満たす農地であれば中間管理機構へ取り次ぎ、貸借契約、集積へとつなげられるわけですが、それ以外の用地についてはこれまでに手段がなく、本システムに登録することにより、町内の農業者や企業に情報提供をして、遊休農地の解消に寄与せんとするものでございます。

登録件数につきましては、公開から間もないこともあり、現在、昨日の時点で2件、7筆となっております。また、アクセスの件数につきましては、サイト構築元に照会したところ、1日平均して70件程度のアクセス件数がございます。これも併せてご報告させていただきます。

この農地バンクのシステム、今後活用を図りまして課題解決につなげてまいりたいと考えてございますので、

ご理解、ご協力のほどお願い申し上げます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 1番、宮崎裕一君。

○1番（宮崎裕一君） ありがとうございます。

公式ホームページに掲載されているということで、私も開いてやってみました、やってみましたというか、開けてみました。本当にいいんじゃないかなというふうに思います。ただ、ホームページに載ったからいいよということじゃなくて、できれば何かチラシみたいなのを配布するとか、いろんな周知の手段があると思いますので、そこら辺を検討するようにお願いし、次の要旨に移りたいと思います。

2番目の千葉県農地中間管理機構との連携についてであります。

県の中間管理機構は、公益社団法人千葉県園芸協会がその指定を受け業務を行っている団体でございます。

先ほどお話がありましたように、一定の条件を満たす農地であれば、中間管理機構へ取り次ぐとのことでありましたが、中間管理機構との連携、業務の提携とかいったこと、いろいろあると思いますけれども、それについて伺います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

農地保全課長、三上達也君。

○農地保全課長（三上達也君） 中間管理機構でございますが、先ほどお話しいただきましたとおりでございます。都道府県ごとに1団体を指定することとされております。千葉県においては公益社団法人千葉県園芸協会がその指定を受けておるところでございます。

この県農地中間管理機構は、農業振興地域内の農用地について、一定の要件を満たしたものについて貸し借りの事務手続を行うほか、市町村と締結する委託契約、この中で各市町村に窓口となる職員を配置しまして、その人件費、事務費等を支弁しておるところでございます。

本町におきましても、地元の事情に精通している者として、町内の方を1名、会計年度任用職員として雇用しまして、貸借の相談窓口となるほか、出し手受け手の掘り起こし、契約等の事務に当たっていただいております。

以上でございます。

○議長（松野唱平君） 1番、宮崎裕一君。

○1番（宮崎裕一君） いろんなことをやっていたらと。農地を最終的にどうするかというところで、農業者の方々は最終的には困る。草ぼうぼうでそのまま放置しておけば周りからいろんなことも言われるという中で、こういうところにマッチングをしていただいて貸し借りを、あるいは売ることも可能なんだろう、そういうことでやっていたらというふうに思います。ぜひ、これがもっともっと広く周知されることをお願いし、次の要旨に移りたいと思います。

3番目の肥料価格高騰対策についてであります。

ウクライナ情勢の長期化や急激な円安などにより、この秋もですけれども、いろんな品目で値上げがされております。生産資材では、肥料、飼料、燃油など、高止まりの状況が続いており、営農の継続が危ぶまれる状況であります。

国は緊急対策として、化学肥料原料調達支援緊急対策事業として、対策費100億円を肥料製造業者に助成しました。これは秋肥、令和4年6月から10月末までの助成のことでありますけれども、この影響によりまして供給価格は1割程度は抑えられたということでありまして、原料の価格が高騰し、実際は補填し切れず、昨年度からの比で供給価格は3割から7割、肥料は上がっております。

本年度、米価も1俵1,200円程度値上がりしましたが、とてもとても生産資材費を補填できるような状況じゃございません。

そのような中で、政府は肥料価格高騰対策事業として、令和4年6月から来年の令和5年5月に購入した肥料を対象に、化学肥料低減の取組を行った上で、前年度から増加した肥料について7割を補填する支援策、これは788億円を支出し対策を図りました。ただ、これにつきましては、土壌診断や堆肥の利用や、施肥設計等々の取組のメニューが3つ以上の必須で、なかなかハードルが高いというふうに私は思っております。

8月15日はウクライナ情勢や円安の影響で進行している物価高に対応するため、岸田総理は地方創生臨時交付金の増額を指示したという報道もあります。

また、千葉県においても9月の県議会において、肥料高騰緊急支援事業として11億5,000万円を補正予算案で発表しております。これで国が7割、県で2割、9割の支援が実施されるわけなんですけれども、でも実際、先ほども言いましたように、この7割の補填をする場合の計画書、これが皆さんもう知っていると思いきけれども非常に難しい。なかなか普通の人じゃ申請できないんじゃないかなというような書類でございます。

そういう中で、令和4年度の第2回の定例会において米価の支援をお願いしたところでありますけれども、先ほども言いましたように今後臨時交付金についていろいろまたあると思いきけれども、費用の高騰対策に対する農業者支援について考えがあるのかどうか伺います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

農地保全課長、三上達也君。

○農地保全課長（三上達也君） 一般のウクライナ危機、それから新型コロナウイルス感染症の影響拡大などを背景に肥料価格が高騰しておりまして、農林水産省も、先ほどおっしゃっておられましたように、メーカーに対するもの、それから化学肥料使用量の低減を前提とした支援策を提示しているというところでございます。

しかしながら、この提言を前提とした支援策は、土壌分析をはじめ、化学肥料の取組、幾つかのメニューの中から選択をするということ、それから計画書の提出等を求めておりまして、一般的な水稲単作の農家にはなじみにくいものと思料しております。

また、土壌分析につきましては、昨年度来、コロナ交付金を財源として、飼料用米の圃場で実施しておりますが、あくまでもこの事業は収量増加を目的としたものでありまして、実施した圃場もごく一部に限られますことから、今回の補助事業で求められている条件を満たさないものと考えております。

そこで、町独自の支援策ということでございますが、今後コロナ交付金等々の状況が明らかになったところで、同種の施策との関連、また、近隣市町村の動向を勘案しつつ検討してまいりたいと考えてございますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 1番、宮崎裕一君。

○1番（宮崎裕一君） 分かりました。

先ほど、土壌診断というお話がありましたけれども、県内の農協さんに、今17農協あるんですけれども、そこに土壌診断を依頼する、そうすると、全農の成田営農技術センターというところにその土が行きます。1回の検査で300円取られます。この300円はそのまま農協に行ってまた生産者の方に取られます。昨日確認しましたけれども、年間大体8,000点から1万点を土壌診断しているそうですが、実際はほとんど畑の土壌診断でやっているそうです。ということは、先ほど課長もおっしゃったように、水稻の土壌診断というのは本当になじみがないというような実態だというふうに思います。

そういう中で、営農を継続していくためにも、ぜひこの支援はお願いをしたいなというふうに思っています。幾ら国の金を頼りにしてもしようがありませんけれども、やっぱり困ったときはお互いさまじゃないですけれども、ぜひ前向きな検討をお願いしたいというふうに思いまして、お昼ですけれども……。

○議長（松野唱平君） 1番、宮崎裕一君の一般質問の途中ではございますが、ここで暫時休憩とします。再開は、午後1時からを予定しております。

（午前11時59分）

○議長（松野唱平君） それでは、再開に先立ち報告いたします。

松崎議員から所用のため午後欠席する旨の届出がありましたので、報告します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

○議長（松野唱平君） 1番、宮崎裕一君の一般質問の残り時間は33分でございます。お願いします。

○1番（宮崎裕一君） 引き続きよろしく願いいたします。

あと、件名1件でございます。

中学校の部活指導員についてであります。

中学校、高等学校において、部活指導員の制度が平成29年4月より制度化されております。これは、校長の監督を受け、部活動への技術指導や、大会への引率等を行うことを職務とする部活動指導員ということでございます。学校教育法施行規則に新たに規定されたものでございます。これによって、学校の働き方改革を推し進めようという制度になっております。

令和3年度の千葉県教育委員会における、学校の働き方改革の取組状況アンケート調査がありましたけれども、それによりますと、部活動について、部活指導員や外部人材の参画を図っているとの回答は、全国平均で70.1%、千葉県は図っているということで、31自治体56.4%となっておりますが、本町はそのアンケートの中で、令和3年度ですけれども、当時は取り組んでいない、取り組む予定がないという11自治体の20%に入っています。

今後、部活指導員の活用、外部人材の参画を検討しているかどうか、お考えを伺いたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

教育長、糸井仁志君。

○教育長（糸井仁志君） 議員ご指摘のとおり、平成29年に学校教育法施行規則が改正され、中学校に部活動指導員が位置づけられました。

部活動指導員は、学校の教育計画に基づき、生徒の自主的、自発的な参加により行われるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動、学校の教育課程として行われるものを除きますが、活動である部活動において、校長の監督を受け、技術的な指導に従事します。その職務は実技指導にとどまらず多岐にわたり、校長は部活動の顧問を命じることができるようになっております。そのため、部活動指導員は、事前の研修や、その後の定期的な研修が義務づけられております。

現在、長生郡市内の中学校で部活動指導員を置いている学校はないと聞いております。

長南中学校の部活動の状況ですが、町の武道教室で活動を行っている柔道部を含めて、8種目の部活動が活動しております。

部活動指導員は導入しておりませんが、卓球、バレーボール、吹奏楽では、学校職員以外の方に、外部指導者として技術的な指導を受け、顧問とともに、生徒の活動の指導、支援を行っていただいております。

現在、新聞等で報道されていますが、国は、教職員の働き方改革、また、少子化の中での生徒の活動の場の確保のために、中学校部活動の地域化を進めようとしています。

また、県からも、令和7年度までに、休日の部活動については全部の部活動が地域移行することを目標とするスケジュールが示されております。

本町でも、今後、中学生の運動や部活動に参加する機会を確保するための検討を組織的に進めてまいります。その際には、国や県の考え方を注視し、部活動指導員の活用も含めて、本町にふさわしい子供の活動の場をつくってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松野唱平君） 1番、宮崎裕一君。

○1番（宮崎裕一君） 今の答弁いただきましたけれども、検討いただくということですが、この外部指導員というか、やった場合、確かにメリットとデメリットがあるということで、先進的なところはそういうことが出ています。

一番のメリットというのは、長南中学校は今どうなのか、やっぱり顧問の先生が今まで体験していない球技だったり、吹奏楽だったり、そういう人が顧問をしなきゃいけないと、非常に精神的に負荷がかかるということから解消ができるということで、そういうところでは非常に働き方改革につながる。

ただ、一方、デメリットとして、やっぱりどうしてもその大会とか出ると、その顧問の先生は、顧問というか指導員は、今度は土日がなくなるような形もあるので、そこら辺は非常に難しい判断だと思うんですけども、今教育長がおっしゃった学校の部活動から顧問を取っちゃう、そこは地域ぐるみで応援をするというような話もありましたけれども、要するに、学校の部活動等、もう全く学校では部活動をやらなくしちゃうということになるのかどうか、そこからもう一回教えてください。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

教育長、糸井仁志君。

○教育長（糸井仁志君） 今まで運動部活動、そして文化部活動について、提言がそれぞれ出ております。

その中では、平日、取りあえず土日の部活動について地域化を進めよう、そしてその後、その結果を見て平日の部活動をどうするか検討していく、そういうスケジュールになっていると思います。そういう意味では、まだ、学校の部活動をどうするかという部分については示されていないというふうに私は考えております。

今後、長南町の子供たちの活動はどうあるべきかという部分について、検討を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 1番、宮崎裕一君。

○1番（宮崎裕一君） 分かりました。確かに、休日も部活動の意向を令和7年度までに達成目標としてやっていくという形だと思います。

長南町にも、スポーツ少年団じゃないですけども、いろいろ存在をしております。今、小学生で、例えば野球をやっていて、中学生になれば野球部に入るというような生徒たちもいるということを知っておりますけれども、いろんな施策なりが今後考え方、検討があると思うんですけども、自分のことを言ってもしょうがないのであれですけども、やっぱり中学生のときの部活やった仲間がいまだに仲間という中で、大会に勝つだけが部活動ではなくて、仲間づくりにも非常に有効なのが部活動だというふうに私は思います。

中学生生活における部活動が、本当に有意義に過ごせるように、いろいろしっかり教育委員会等で、話、議論をしていただいて、本当に生徒のためになる部活指導員というものの採用ですとか、地域への参画ですとか、そこら辺は協議をして進めていただければと思います。

結構施策を見ますと、何かいろんなところに飛んでいる、スポーツはどうあるべきかというのが本当の最終的な議論になるのかなと思いますけれども、先ほども言ったように、本当の当人、スポーツをやる生徒のためにいい方向性を導いていただければというふうなことを切にお願いしたいというふうに思います。

これで私の一般質問のほうを終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（松野唱平君） これで、1番、宮崎裕一君の一般質問は終わりました。

◇ 加 藤 喜 男 君

○議長（松野唱平君） 次に、10番、加藤喜男君。

〔10番 加藤喜男君質問席〕

○10番（加藤喜男君） 10番の加藤でございます。議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

安倍元総理が、さきの参議院選挙中に凶弾に倒れました。誠に残念なことで、お悔みを申し上げます。

この事件がきっかけになったのか、現在、幾つかの騒ぎが世間ではあるようであります。

一つは、さきの東京オリンピック開催に伴う汚職事件捜査が続いているようです。

また、安倍元総理の国葬も賛否が両論のようであります。

もう一つは、統一教会、いわゆる新興宗教団体の問題が世間をにぎやかせております。

日本には、約18万の宗教法人があるようです。このうちの統一教会、旧統一教会ですが、報道によれば、い

ろいろな方法手段により信者を増やし、洗脳して不安を与え、つばや書籍を高額な価格で買わせたり、さらには資産売却などにより貢がされ、挙げ句の果ては破産してしまう。そして、集めたお金は韓国に流れ、さらには北朝鮮に流れているとも言われております。北朝鮮はこの金でミサイルを造って、またこれが、ミサイルが日本に飛んでくるのでしょうか。よく分かりませんが。

千葉県には、約15か所の教会と称される同教会の関連施設があるようで、この辺では九十九里町にあるようです。

本町には、この旧統一教会に洗脳されて、だまされた人がいないでしょうか、心配になるところであります。信仰には自由があるわけですが、信仰とは程遠いと思われるこの団体により不幸になっては論外だというふうに思います。

人は誰でも大なり小なり洗脳されておると思いますが、このカルト的な組織による強い洗脳による靈感商法は異常なことだというふうに思っております。

よく私の家にも、新興宗教団体が布教のために顔を出します。一般的な勧誘の方法は、玄関などに置かれた花や、ほかのものを褒めることから始まるようです。この花きれいですねとかで始まりまして、また時を置いて花などを褒めに来て、ゆっくりその人の安心感を与えるわけです。そして、時間をかけて安心させ、仲よくなり、ここから悩みを聞いたり手相を見たりとか、勧誘マニュアルに沿った手法で洗脳していくのだそうです。

誰もがその点にはかからないと思うのですが、数日間閉じ込められて教育されると、誰でも洗脳されてしまうということのようであります。

老人など狙われる確率が高い、また、ご婦人の独り暮らしなど狙われやすいのではないかとこのように心配をしております。お年寄りの被害者を出さないためには、民生委員さんの協力などを仰いで、状況を、お年寄りの確認をしてもらうということも必要ではないかというふうに思っております。

花がきれいですねというほかに気をつけなければならないというのが、災害ボランティアのようなボランティア活動で、信者の獲得を目指すということもあるようです。

数年前の台風15号で被災した内房総、内房では結構若いボランティアさんがいっぱい来たそうです。そのときに、ちょっと洗脳されかかった信者たちは、ほとんど無給に近い状態で一生懸命働いて、被災者と仲よくなって、そして先ほどと同じく、また時間をかけて訪問すると、あのときは助かりましたから始まりまして、何度か訪れて仲よくなって、そして取り込まれていくと、なかなか巧妙な信者獲得の技術です。

災害ボランティア等は一例にすぎないわけでありませけれども、町としては、災害ボランティアに限りませんけれども、そういうところにも十分注意を払う必要があるのかと思います。

そして、この旧統一教会は、日本の政界に深く踏み込んでいることが現在報道されております。

報道によれば、共産党を除く100名以上の与野党国会議員が、ほとんど自民党が大半を占めるわけですが、同教会に会費を払ったりして、会合に出席し、挨拶をしたり、そこで選挙応援をしてもらったりしているとされています。

結局のところ、教会は何らかの見返りが欲しいんでしょう。例えば、後援をお願いしたり、祝いの電報をもらったり、教会の健全性をアピールして、新しい信者の獲得に役立つんでしょうね。

また、国会議員ではなく県会議員、市会議員、また我々町村議員にもその触手が伸ばされているようであり

ます。我々も来年選挙ですが、選挙に限らず、くれぐれも注意をしなければならないと思うところがあります。

この教会は、いろいろなフロント団体をたくさんつくりまして、統一教会とは気づかれないように、大学にも潜り込んだり、自らいろいろな催し事を全国で開催し、信者を目指しておるといふに聞いております。

テレビでよく見る、行列のできる相談所という番組が、ご存じの方はいると思いますが、そこに出演していた北村春雄弁護士という人がいます。彼は長野県の出身で、47年前に早稲田大学に入ったそうですが、1年生のとき、イタリア人男性から英語で話しかけられたそうです。英語を勉強していても、外国人と会話した経験があまりないので、片言の英語で会話できることがとてもうれしく、そしてその男性に教会に来ないかと誘われたそうです。その教会には白人の男女や日本人の学生らしきものがいて、チューターというらしいんですが、アシスタントですね、と呼ばれる者が聖書に関する授業のようなことをしたそうです。そして、1週間後に2泊3日の合宿に誘われたそうです。池袋の駅からバスに乗せられまして、自力では帰れないどこか分からない山中の家に連れていかれまして、ノートとボールペンを渡されたそうです。そして、朝から晩まで聖書と歴史の授業を受けさせられたり、討論をしたり、北村弁護士はこれは洗脳に違いないなと思い、疑いながらももしかして本当かなと思いはじめるといふのでしたそうです。結局彼は、この団体の教義がおかしいことに気づき、入信するには至らなかったようですが、47年前に、そのときに信者になった方もいるでしょう。年代からいえば、同教会の幹部クラスになっているんでしょうかね。

大学生自身が、親御さんも注意する必要があるようですが、大学生だけではなく、高校生も同じような学校外のいろいろなサークル、研究会、塾、イベントなど、人が集まるところは非常に危険があると言ってもよいと思います。

この教会の、旧統一教会の合同結婚式で歌手の桜田淳子さんが有名になりましたが、洗脳により見知らぬ人と結婚した日本人女性は約6,000人いるようです。そして、韓国の僻地の農家とか世界中の僻地に、今、散らばっているようです。すごいですよね。洗脳されると、見知らぬ外国人と結婚してしまうんですね。高学歴の人でも洗脳によって、貧しい生活をしてそれが幸せなんだというふうになるようになってしまう。我々には想像できないことですが、先日のニュースでは韓国にいる日本人妻が多くソウルに集まって、宗教弾圧をやめろというようなプラカードをかざしていたと、ニュースを見た方もいらっしゃるかもしれません。

たった1人の教祖と呼ばれる者が60年以上前に創設した反日団体、宗教詐欺団体とも言える旧統一教会というカルト宗教団体が、安倍総理が殺害された後クローズアップされて表に出てきたことは、日本にとって幸いなことであつたかと思えます。このままでありましたとすれば日本がおかしくなってしまうところでしたと思えますし、既におかしくなっているのかもしれませんが、どこに魔の手が潜んでいるか分かりません。ありとあらゆるところにあるでしょう。

教育長も、学校で、靈感商法などについて教える必要があるというふうには考えませんか。町としても、洗脳や靈感商法等に卓越した知識のある識者を呼んで講演会を開いて、町民を守るといふことも必要ではないかと思えます。

この詐欺から比べれば、オレオレ詐欺なんていうのは全部持っていきませんからね。まだ、どっちも悪いんですけれども、そういうふうな感じもします。

洗脳と同じく根の深いことが、トラップ、わなのようであります。

トラップに関してもいろいろ、ハニートラップとか、マネートラップがあるようです。ハニートラップというのはご存じの方はいっぱいいると思いますが、異性との情事の写真や動画などを撮りまして、相手の言うことを聞かざるを得ないように仕向ける古来の手法のようであります。また、マネートラップは、俗に言う賄賂ですね。国会議員の中にも、中国に非常に今親近感を持っている方も多くいるわけで、何らかのトラップにかかっているんじゃないかなというようなことも言われております。

町長は、ハニートラップやマネートラップにかかっていないと思いますが、狙われるかもしれません。中国マネーによる開発計画もあるわけですが、だまされないように、トラップにかからないように、十分注意をしていただきたいと思うところでもあります。ゴシップについても十分注意をしていただきたいと思います。

役場からファクスが来ますと、また職員がコロナに罹患したのかなということで、もうファクスなんか要らないよという議員もおるようではありますが、いろいろ、ここ2年半あたりで状況が分かってまいりました。

何点か申し上げますと、ウイルスは空気感染をしているようであると。ということはあまりマスクの効果はいかなものかなと思うところではありますが、それから、ほとんどの日本人はマスクをして、3回以上のワクチンを接種しているのに、日本は世界で、断トツの、何週も続いて、感染者というかPCR陽性者といいますが、出していると。異常な状況ですね。

それからワクチン接種者には結構、带状疱疹とか、ギランバレー症候群、力が入らないしびれとか、そういう人も多く発生しているようでもあります。これは自己免疫が低下するのかなということのようでもあります。

それから、3回、4回接種した人と、未接種の人の罹患状況に大きな差が見られない。一部の年代では、ワクチンを3回接種したほうが罹患率が高くなっているという結果も出ているようでもあります。

また、ワクチンを打っても何度も感染すると。最近新しいワクチンが、話にもあるんですが、現行のワクチン、フカン型と言っていいのかわかりませんが、8億回分を既に日本は買う予定であると。このままいくと約半分ぐらいが廃棄されると。1兆円ぐらい廃棄するのかなという。ワンショット2,700円ぐらいというふう聞いておりますからね。いろいろ分かってきたんですけども、幾らワクチンが出てもワクチンは後手後手で、終わった後に、また次が出てきて、そのワクチンはないんだけど、後手後手になっているような気が、思えてなりません。

昨日のニュースですけれども、ANNの調査で、これは病床が40戸以上ある19の病院にアンケートをして、17の病院が、指定感染症の2類、結核とかSARSとか、同じ厳しいあれですが、それをインフルエンザ並みの5類に変えてもいいんじゃないかと。ただ、治療費は国が出そうとか、そういうことがいろいろニュースでありまして、ドクター関係もいろいろ、本当にどうなのかということで、疑問を持っている人がだんだん増えてきているような気がいたします。

世の中はこんな状況なんですけれども、まず新型コロナの関連でお聞きするわけなんですけれども、初めに、町民の罹患、ワクチン接種状況についてお聞きしたいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

健康保険課長、金坂美智子君。

○健康保険課長（金坂美智子君） 千葉県が居住地別に発表しております本町の新型コロナウイルスの累計感染者数は、8月末現在764名でございます。

続きまして、ワクチンの接種状況でございますが、開会前に、議員の皆様には資料をお配りいたしました。詳細につきましては、そちらをご覧くださいと思いますが、8月末現在、3回目の接種が終了している12歳以上の方は、接種対象者7,078名のうち接種者は5,563名で、接種率は78.60%となっております。

続きまして、4回目の接種についてでございますが、3回目接種から5か月以上経過した60歳以上の方、18歳以上で基礎疾患を有する方等、また、新たに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者が接種対象となりまして、1,440名の方が4回目の接種を完了しております。

5歳から11歳の小児の接種でございますが、接種対象者263名のうち2回目接種を完了した方は51名で、接種率は19.39%という状況でございます。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） ありがとうございます。

先ほど、議員各位に接種率表を頂きました。ありがとうございます。これを見れば一目瞭然であります。ちょっと見てみますと、前回頂いたのが5月31日現在で、8月31日現在、3か月後であります。5歳から11歳が51人だったとなっておりますが、2回目完了で31から51に増えたと。それから17歳から12歳、17歳が52人でしたけれども125人の接種者になった。18歳から64歳が2,018人から2,388人、65歳以上が3,013人が3,050人、12歳以上でいきますと、合計で5,173人が5,563人になったということになります。ありがとうございます。

5歳から11歳、ちょっと私気にしておりますが、微増というか、263人の対象に対して51人ということで、19.39%、これ世間の平均値くらいなのかなということを思っています。

確認ですけれども、5歳から11歳の最終接種日は、前にも聞いたかもしれませんが、期限がありました。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

健康保険課長、金坂美智子君。

○健康保険課長（金坂美智子君） ただいまのご質問でございますが、新型コロナワクチン感染症に係る特例臨時接種の期限でございますが、令和4年9月30日までとなっております。

以上でございます。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） ありがとうございます。9月30日で締切りということで、また延びるかもしれませんがね。

そこで、今、全町が764人の10%ぐらいですか、町民の、トータルですからね、積算したものがこんな感じで。職員は、何かいろいろ、先ほども毎回毎回ファクスが来まして、これを全部印刷しているとリボンがなくなっちゃうよなんて言う議員もいるわけですが、状況はどうでしょうか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、仁茂田宏子君。

○総務課長（仁茂田宏子君） 役場職員の関係ですけれども、会計年度任用職員を含みますけれども、新型コロナウイルス感染症に罹患した場合には、議員の皆様には、その都度ファクスでお知らせをさせていただいております。また、ホームページにもその都度掲載をさせていただいております。

本年度の職員の罹患者数につきましては、8月末現在で16名となっております。延べ人数にいたしますと24名でございます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） ありがとうございます。100人ちょっとの職員ですから、そのくらいの率になっちゃうのか。

重症化した人はいないということによろしいですか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、仁茂田宏子君。

○総務課長（仁茂田宏子君） 今現在、重症化した職員はいないと聞いております。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） そこで、ちょっと勉強のために確認するんですけども、前回も、罹患というかかかった方は皆ワクチン3回打っていたということで、3回ワクチンを打ったということによろしいでしょうか。それは確認できていますか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、仁茂田宏子君。

○総務課長（仁茂田宏子君） 職員が何回ワクチン接種をしたかという回数は、確認はしておりませんが、3回は確認したのではないかと認識しております。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） 皆さん横並びで、律儀に3回打っておるだろうと、ほぼ打っているでしょうね。打った人がみんなかかっているということで、先ほども言いましたけれども、どうなのかなと思うわけでありませよね。

健康保険課長にもいろいろ調べておいていただいたわけでありまして、課長も課がコロナ関係でいろいろお忙しいところで、やはり大変だと思います。

ここで副町長にお願いをするわけですが、茂原市は約600人ぐらい職員いますか。もっといますか。前後。

いいです。600人ぐらいと想像しますが、本町は100人ちょっとしか職員がいないわけでありませぬ。

このようなことから、茂原市のように、事務系は事務系で入って退職していく、技術屋は技術屋で入って退職していく、そういうような状況に皆さん方、課長さん方、ないわけですね。急にあっち行ったりこっち行ったり、いろいろ異動させなくちゃいけないし、異動しているわけでありませぬ。無理な異動と言ったら結果的にあれなんです、いろいろメンタル面で体を壊したり、あるいはもうちょっとやりきれないから退職しちゃったりとかという方もいるというふうに聞きます。

副町長は、職員の管理を町長に代わってやるのも重大な職務だと思いますので、ひとつこの辺よく目を配っていただいて、職員がそういうことにならないよう、ひとつよろしくお願いをしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

次に、小・中学校の罹患状況を次でお聞きします。

お出ししたのであれですけれども、世間では、コロナになって、夏休み後に不登校になってしまうというような事例もあると聞きます。この辺、不登校になった事例は、2月期、後期始まってからありますでしょうか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

学校教育課主幹、徳永哲生君。

○学校教育課主幹（徳永哲生君） コロナが理由で不登校になったという事例は、現在まで小・中学校ではありません。

しかし、今おっしゃっていただいたように、十分今後も子供たちに正しい知識と指導と、それから心のケアに努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） 現状のマスクの指導状況をちょっと確認します。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

学校教育課主幹、徳永哲生君。

○学校教育課主幹（徳永哲生君） マスクの指導状況ですけれども、5月に国と県から示された熱中症対策を踏まえた通知に基づいて指導しています。

基本的にはマスクを着用しておるんですけども、次の場合は必要がないとしております。

屋外の場合なんですけれども、人との距離が2メートル以上を目安として、2メートル以上、人との距離が確保できる場合、それから会話をほとんど行わない場合は、そこは必要ないと。

それから、屋内については、同じように人との距離が確保できて、会話をほとんど行わない場合。

それから、体育の授業、それから運動部活動、登下校の際、もちろんスクールバスのときはするんですけども、中学生の自転車等の登下校の際は、マスクを外すと。特に、運動の場合にはマスクを外すよう、教員のほうが積極的に指示を出しています。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） 分かりました。

一番聞きたいのは、運動のときに外してくださいということで、前回も言いましたとおり、マスクをしておりますと酸素は減るし二酸化炭素の数量が増えると、非常に体によくないと。また、口呼吸をすると、脳が冷えないと。鼻から吸っていれば脳が冷えるんですけども、その辺の熱中症の関係とかいろいろ、あとは授業を吸収する能力が下がってしまうんじゃないかということ。

運動のとき、2メートルというのは、なかなかいつも測れないでしょうけれども、外せと言っても外さない児童・生徒がいるのか。教諭はどうしているのか聞きたい。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

学校教育課主幹、徳永哲生君。

○学校教育課主幹（徳永哲生君） 外すようにという指導をしたときに外さないというお話は聞いておりません。

あと、教員についてですけれども、ちょっとその辺は、私の中でもまだきちっと確認をしていないんですけ

れども、率先していると思います。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） ということは、子供たち、外で運動しているとき、遊んでいるときは、ほとんどマスクはみんな外しているということによろしいのでしょうか。私はもう一生外せないみたいな人が多分出てくるんですけども、そういう人はいないということ、若干名は分かりませんが、いないということによろしいかというのが一つと、やっぱり外せと言ったらば、指導員も外さないと、これは多分おかしいので、その辺よく指導者、先生もよく注意して見ておいていただきたいなど。僕は基本的にもう全て外すべきだというスタンスなんですけれども、児童・生徒がそんなに重症化する率もないし、日本だけこんなことをやってもいかなものかなと思っておるわけでございます。

ちょっとその辺はまた学校に、指導時の先生はどうしているのか。屋外の運動ですよ、屋内は多分外せないでしょう、当然ね。そう思っておりますので、ひとつまたよろしく願いいたします。

教育長に確認するんですけども、教育長の私的な考えで結構なんですけれども、マスクについて、僕は早く外せということを思うわけですけども、教育長はどのぐらい、どのような私見を持ちかお聞きしておきたいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

教育長、糸井仁志君。

○教育長（糸井仁志君） マスクをどのように捉えているのかというご質問だと思うんですけども、マスク、実際に示されたデータによると、飛沫の感染、飛沫を飛ばしたり、飛沫を防いだりする部分ではある程度効果があるというふうに、富岳を使ったデータで示されていると思います。そういう意味で、それなりの価値はあるものと僕は考えております。

そして、マスクの使用については、その弊害も言われておるところですけども、ウィズコロナの時代、屋外や屋内混雑状況、会話があるかなどの状況に応じて使い分けていくべきものだと考えております。

先日、うちのほうの地区の共同の草刈りがあったんですけども、そのとき集会、集まったときには皆さんマスクしていました。しかし、実際の作業に移ったときには、既に皆さんもほとんど外しておられて、その前のときには作業しながらも、外されていない方が結構目につきました。そういうふうに変わっていく部分があるのではないかなというふうに考えています。

子供たちには、マスクの使用については、最終的には教師の指示で行うのではなく、必要な知識を身につけ、その知識を基に自らが着用を判断できるようになってほしいと考えております。

話が広がりますが、自らの意思や判断に基づいて、自らの責任の下で行動しようとする主体性が育つ、そういう一つの材料にもなるのではないかな、そういうふうに私たちはマスクの指導についても当たっていかねればいけないのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） 教育長のマスクに対する考え、ちょっとよく分かりませんが、ひとつその辺、私はそろそろ外すべきだろうと思っております。

よく検討していただいて、下から上の教育委員会に持ち上げるぐらい、もういいかげんにしましょうよというぐらいの心構えで、下から意見を出して、上からの意見ばかり聞いてんじゃないよというようなことで対応してくれればうれしいなと思ひまして、この質問を終わります。ありがとうございました。

何分。

〔「30分ぐらい」と言う人あり〕

○10番（加藤喜男君） 残り30分。残り時間もありませんので、次に生活保護の状況についてということでお聞きします。

先ほどの話じゃありませんけれども、統一教会で、いろいろ転勤させられて、みんな割がされて無一文になった人が出てくると、どこかで生活保護ということも出てくるわけでありますけれども、現状についてちょっとお聞きします。簡単をお願いします。

申請から認定までの手続の手順、あと保護費がどのぐらいなのかということで、まずご回答をお願いします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

福祉課長、長谷英樹君。

○福祉課長（長谷英樹君） 申請から、まず認定までの手順と財源についてということでお答えさせていただきたいと思ひます。

生活保護制度は、生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的としており、地域を所管している福祉事務所が窓口となっております。茂原市の場合は茂原市となりますが、町村部につきましては、県の長生健康福祉センターに設置されており、県が実施主体となっております。

保護が開始されるまでの基本的な流れにつきましては、まず町のほうで申請を受け付けることとなりますが、その際、制度の説明等を行い、生活の状況等の聞き取りを行った上で、生活保護を利用したいという方につきましては、申請書を町へ提出していただき、申請書及び町で調査した関係調書等を町から県へ提出いたしまして、県でその申請内容を審査し、保護対象になるかを判断いたします。

保護対象に決定されると、申請日に遡り保護開始となります。

なお、保護が開始されてからも、毎月、収入状況を報告していただいたり、県のケースワーカーが年に数回訪問調査を実施するなど、保護費が適正に使われているか確認しており、一時的に収入が多かった月があった場合は超過支給分を調整し、状況によっては保護費の返還を求めています。

また、就労の可能性のある方については、就労に向けた助言や指導も行っております。

保護費の財源につきましては、国が4分の3、地方自治体が残りの4分の1を負担することとなっております。本町の場合は県が実施主体となりますので、県のほうで4分の1相当を負担しております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） 本町における今の世帯及びここ数年の状況が、上がり下がりが分かればお願いします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

福祉課長、長谷英樹君。

○福祉課長（長谷英樹君） 令和2年4月1日現在からとなりますけれども、令和2年4月1日現在は39件、令和3年4月1日現在は、増減はございませんで39件、令和4年4月1日現在は2件増の41件でございます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） 外国人と言ったらおかしいですけども、日本籍のない外国人への生保というのはありますか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

福祉課長、長谷英樹君。

○福祉課長（長谷英樹君） 生活保護制度は、憲法に定められている健康で文化的な最低限度の生活を実現するための制度となりますので、原則として日本国民が対象となりますが、人道的な観点から、一定の要件を満たせば外国人でも生活保護を受けることができることとなっております。

ご質問の生活保護に外国人はいるかということにつきましては、本町にはおりません。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） 本町には外国人関係での生活保護はないということで、分かりました。

それではここで、この関係は終わりにします。

次に国民健康保険関係の状況についてお聞きするところであります。

私の友人が、長南町は保険料高くて住みたくないよという人がおまして、本当かなと思うんですけども、保険料は高くても健康なほうがいいわけでありますけれども、健康に気を使って、いつも保険ばかり払っているのもちょっと何かしゃくだなという感じもあって、何か健康な人にはメリットがあってもいいのかなと思うところでありますけれども、保険、一部に外国人が不当に、不当にといいますか、合法的なのかもしれませんけれども、いろいろ利用されてしまうというようなケースが、海外でけがをして日本で保険をもらうとか、何かいろいろ裏があったりするようではありますが、皆さん相当保険料を払っていると思います。保険料の将来的な見通しについて、どんどん上がっていくのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

健康保険課長、金坂美智子君。

○健康保険課長（金坂美智子君） 国民健康保険は、その年に見込まれる医療費などから、被保険者が病院などで支払う一部負担金と、国などからの補助金を差し引いた残りの分を国民健康保険税で賄うことにより運営しております。

また、平成30年度から、国民健康保険制度の広域化に伴い千葉県が財政運営の責任主体となり、町は県から示される事業費納付金を納めるため、保険税率等を算出しているところでございます。

町といたしましては、現在の保険税率でございますが、被保険者の構成は中高年齢者が多く、また、医療の高度化や高額薬価により医療費水準が高くなっており、県内の状況から見ましても税負担が重い状況になっております。

令和2年度の数値となりますが、1人当たりの保険税調定額の県内平均は約10万3,000円で、本町は平均を

8,000円ほど上回る11万1,000円となっております。

このように、保険税の見通しは医療費の増減によるところが大きいわけでありまして、医療費の上昇を抑えるためにも、保健事業に重点を置いた取組を行い、医療費の適正化に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） 時間もないので、外国人の加入状況をちょっと聞いておきましようかね。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

健康保険課長、金坂美智子君。

○健康保険課長（金坂美智子君） 7月末現在の国民健康保険の被保険者数は2,107名、うち外国人の加入者は15名でございます。

なお、外国人の適用対象でございますが、原則として住民基本台帳法第30条の45に規定する外国人住民、または在留期間が3か月以下であっても、厚生労働大臣が定める在留資格に応じた資料により在留期間の始期から起算して3か月を超えて滞在すると認められる者となっております。

以上でございます。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） ひとつ、十分目を光らせると言ったらちょっと語弊がありますけれども、慎重に対応していただきたいと思えます。貴重な皆さんの保険金ですから、よろしく願いいたします。

次に移ります。

協賛や後援についてということで、教育委員会、町長部局にもお聞きするんですが、先ほども話しております統一教会絡み、ほかもあるでしょうが、町が後援、教育委員会が後援、共催はいいですけども後援するというような状況になりますと、町がお墨つきをその団体に与えておるということで、その団体の信用が愕然と変わるわけでありまして、ですからそういうのを欲しがらるわけでありまして、町教育委員会で、各種団体の共催や後援の依頼があると思えますが、最近の状況等をお聞きしたいと思えます。よろしく願いいたします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長、河野 勉君。

○企画政策課長（河野 勉君） 町が、地域住民や地域団体など町以外の者が行う行事について共催や後援及び協賛することにつきましては、町民主体の地域づくりが促進されることによりまして、地域住民の連帯感ですとか地域力の強化が図られることにもつながってまいります。

過疎地域における今後のまちづくりの取組といたしまして、町として様々な支援の形が必要であることから、今年4月に、長南町行事の共催、後援及び協賛に関する要綱を整備し、各種行事の主催者の申請に基づきまして、行事の内容を確認、また精査をする中で、現在、共催や後援及び協賛のいずれかの形式で支援等を行っております。

ちなみに、6月12日に実施をされました、ほぼ道の駅ちょうなんプロジェクト主催の第2回長南つなぐ市では、後援のほうを町として行っているところでございます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） 今、町長部局という、合体でいいんですか。教育委員会は別に答弁をもらえるかな。
今、ちょっと課長おっしゃった、その要綱ができたということで、また拝見させてもらいたいと思いますけれども、私どもはもらっていないので分からない。これをつくるきっかけは何だったかちょっとお聞きしたい。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長、河野 勉君。

○企画政策課長（河野 勉君） 先ほどもこちら、お答えの中に若干入ってございましたけれども、今後のまちづくりとして、地域住民の連帯感や地域力の強化を図りたいというのもあったんですけども、やはり、これらのイベント関係、かなり新しい住民の方々が長南町のためにいろいろ動きたいというお話がありまして、そういう方々のために、何か長南町が元気になれることを町としてバックアップができないだろうかということで、協賛関係ができる要綱をつくって、具体的にお墨つきを与える中で、一緒にまちづくりを頑張っていこうというところがかきつけとなりまして、こちらの要綱を4月に作成したというような状況でございます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） 郡内でそれをつくって、それに倣ったということでもないんですか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長、河野 勉君。

○企画政策課長（河野 勉君） 管内では、茂原市ですとか一宮さんのほうでこのような要綱をつくっておりますので、内容、倣ったといいますか、参考にしたというような状況で、作成のほうをしてございます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） 教育委員会部局は何かありますか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

学校教育課長、三十尾成弘君。

○学校教育課長（三十尾成弘君） 教育委員会部局の共催等の状況でございますが、他町村の教育委員会や協議会、そこから研究会や発表会など、この依頼、申請を受けて後援等を行っているというような状況になっております。件数等につきましては、本年度は今まで6件、令和3年度につきましては7件、令和2年度は3件というような、そのような状況になっております。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） 7件、6件とか3件とか、いろいろ教育長の名前で後援するということで、教育委員会か、出していると思う。

先ほどからも言っているとおり、いろいろな団体はいろいろ思惑があつて後援を求めてくるわけでありまして。要綱が、どういう要綱が分かりませんが、団体もいろいろアルファベットで何か分からない、何とかとか訳の分からない名前で出してきた、何かのものを隠しているような形もあるということも聞きますので、教育課、町部局、町教育委員会もよくその辺、厳重に、裏の裏まで見て、これは本当にやっつけていいのかというこ

とで、あまり軽々しくやっていないとは思いますが、間違っていっちゃると、町民がいい団体だなということで思っちゃうかもしれませんので、今後十分注意をしていただきたいと思いますと思いまして終わりにします。よろしくお願ひします。

肥料価格、稲作農家の補助……、あと何分あるんだろう。15分か、15分あるからいいか。

先ほど宮崎議員が農業関係で、肥料の関係で、私もそれを聞いておりました、非常に勉強になりました。同じようなことなのでありますが、結論から言うと、町も、少し農家に、あまり審査で、嫌になっちゃうようなことじゃなくて、農家やって農薬散布している面積当たりとか、何かに1反歩幾らだとかというようなことで、先ほど聞きますと、7が国、県が2、あと0.5でも幾らでもいいですから、何か、大手営農ではなくて、小作人から、我々小作人から全て、面積に応じて少しでも応援してくれるとうれしいと思うわけでありま

す。肥料なくして農業はできません。先ほどのとおり相当な値上げが、3割、7割とか言っております。来年本当に、まだ肥料があるのかどうかというのも心配になるんですが、肥料のほとんどは、もう国内では原材料がありません。中国やカナダ、ロシア、マレーシア、そういうところから買わざるを得ないということで、そういう国とは仲よくしておかないと肥料の原材料も買えない。田んぼがあっても、種があっても、肥料がなくなっちゃもう米はできませんからねということで、それはそれでまた国に頑張ってもらっていただければいいんですけども、今回町にお聞きするのは、町独自で少しは簡単な審査で応援していただけないかなということをお思っているんですけども、いかがでしょうか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

農地保全課長、三上達也君。

○農地保全課長（三上達也君） 町独自の支援策ということでございますが、午前中の宮崎議員さんへの回答にもありましたように、今後これが交付金等々の状況が明らかになったところで検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） 次に移ります。

米の消費拡大ということで、ちょっとお尋ねしておりますけれども、神武この方日本人は、米を主食として食べてきました。ところが、戦争に負けてからは、アメリカの小麦、ほかの小麦を大量に買わされて、米の消費が大きく減ってしまった。パンを代表する麦製品なんていうのは非常に中毒性もあって、1回食べるとうまいのでまた欲しくなってしまう。ですが、小麦、麦系統はあまり日本人の体に合わないというような情報もあるわけでありま

す。テニスのプレーヤーにジョコビッチというのがいて、知っている方はいるかもしれませんが、これはセルビアだったか、ルーマニア近く、あの辺の国ですけれども、テニスの大プレーヤーですが、なかなか優勝できなかったということで、ピザとかそういう麦製品の摂取をやめて、グルテンというのが小麦に入っていますが、その摂取をやめたということで、その後、爆発的な活躍をしまして、グランドスラムとかいろいろ取ったんでしょう。ですが、ジョコビッチはワクチンを接種しませんから、本人は自分の体にどのような影響を与えるか分からないものは入れたくないということで接種しないことによって、大会を締め出されて全豪オー

ブンとか出られなくなっちゃった。非常にかわいそうなことでありますけれども、このジョコビッチでさえも、民族として食べてきた麦をやめることによって、頭が明快になり、非常によくなったということのようであります。

今回、認知症の予防ということで、またあした質問があるかもしれませんが、食べ物が結局は認知を引き起こしているというようなことであると私は思っております。なるべく、米の拡大もありますから、日本人、米を食べてもらいたいと思うのであります。

麦については、こういう世間上、社会情勢でありますから、非常に多分価格が上がっていて、税金をたくさん使って市場価格を安定させているように見えますが、それで済めばいいですけども、そんなにいつまでお金が続くか分からないということ、また供給が安定して入ってくるかということも、これもなかなか分かりません。肥料さえあれば米ができますのでね。日本人はどんどん米を食べてもらいたいと思う一環として、米を米粒だけで食べていることもありますが、いろいろ二次的な加工品、一つは粉にして、何かうまい調理法があって、物ができないかということで、町が製粉機を買ってもいいかなと思いますし、個人的に買ってもらったものに、町が少し補助するとか、要は米の拡散、給食もまだパンが若干残っているかどうか分かりませんが、もう100%米にするぐらいの元気でやってもらいたいと思いますが、製粉機の関係について、町の考え、何かいい考えがあるかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（松野唱平君） 　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

産業振興課長、石川和良君。

○産業振興課長（石川和良君） 　それでは、まず最初に、町が製粉機を導入、また委託先に配置し、町民が容易に製粉できるような体制を整備してはどうかというようなご質問の回答でございます。

米粉をつくる作業につきましては、食品加工に当たることから、保健所への許可または届出が必要となります。町の改善センターは、みそ製造業の許可を取得し、加工施設が現在ありますが、同じ場所での製粉加工までは、保健所の届出等はちょっと厳しいと考えられます。現在、JA長生の本所では、予約制で誰でも米粉の製粉ができると伺っております。

近年、小麦アレルギーを抱えている方への米粉パンなど米粉の需要が高まってきており、このようなことから、直売所やカフェ、または営農組合等が米粉の加工及び販売を手がけていってもらえればと考えております。この営農組合などの米生産者が販売まで携わっていただけるとなると、この先の6次産業化まで見込めるのではないかと考えております。

続いて、こういったものの家庭用製粉機等に補助金を出してはということでございますけれども、先ほども米粉の需要は高まってきたと申し上げました。インターネットでも米粉を使ったレシピサイトも多く掲載されております。お米を炊くだけではなくて、パンや麺、天ぷら粉などに家庭で利用されるのであれば、米の拡大消費につながるものと思われしますので、まずは調査研究を重ねた上で検討したいと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 　10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） 　先日、課長とのヒアリングで、米粉専用の米があるんだという話もちょっと何か、本当かどうか聞きましたので、またその辺、後で教えていただきに行きたいと思っております。

健康、先ほども保険料が上がっていくということは、みんな不健康になっているから上がるわけでありまして、これは根本はもう健康にすることが一番でありまして、健康にするには何を食べるかというのが、これが原則でありまして、薬を飲んで健康にはならないというわけなので、ひとつよろしく、またお願いしたいと思っております。

巡回バスについて伺います。

あしたの全協であるということで、知りませんでした、議会定例会後に協議会があるという話を聞きました。今回、確認だけですが、前にちょっと聞き忘れました。バスは単年度契約ということですが、契約期限は何月何日で1年なのかということと、バス巡回、事務局の廃止の結論はいつを目途として考えているのか、2点お聞きしたいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長、河野 勉君。

○企画政策課長（河野 勉君） バスの契約ですが、単年度契約になっておりますので、今年度末、令和5年の3月31日までというふうになっております。

もう一つが、活性協議会での状況ということだと思っておりますが、現在、地域公共交通網形成に続きまず地域公共交通計画、いわゆる交通計画マスタープランにつきましては、昨年度のアンケート調査に引き続きまして、2か年で策定の最中でございます。その中で、公共交通体系モードの支線軸に位置づけられております巡回バスの在り方について議論のほうが行われている最中でございます。

先般、8月26日の第2回目の法定協議会で議論がなされまして、その時点におきます内容といたしましては、基本的には、現在、巡回バスは全面廃止の方向で話の方向性が進んでいるということをご報告のほうをさせていただきます。

なお、町といたしましては、法定協議会での意見を尊重した中で、結論のほうを出していきたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） 町長が英断すれば、これは決まることだと思っておりますが、協議会がいいんでしょうけれども、ひとつ早く結論を出していただきたいと思っております、最後の関係に移ります。

地域振興券なんです、もうすぐ3回目が出てくるということですが、100%配れていない、配った人も100%は使われていないということで、配った人の100%使われていない分について、今後もうちょっと使ってもらうように、せっかく配ったんですから、対策を聞きたいと思っておりますけれども、私も民生委員さんなんかを使って、よくその辺注意したらどうかということを思いますが、何かいい方法がありますかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

産業振興課長、石川和良君。

○産業振興課長（石川和良君） 令和2年度と令和3年度に実施させていただきました地域応援券の実績でございますが、換金率が1回目が98.3%、2回目が97.6%で、おおむね1回目、2回目とも98%でございました。

未利用が2%程度となりましたが、この使っていない方の中から、しまい忘れてしまったというような声もございました。

このような未利用者を減らす対策ということで、1回目、2回目とも、利用期限の1か月前、2週間前に、防災無線を使用し注意喚起を図ってまいりました。今回も同じような対策を取らせていただければと考えております。

また、このような対策以外に、民生委員さんをお願いして、応援券の利用、これら注意喚起をしていただければと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） 残り1分だそうでありまして、ひとつよろしく申し上げます。

有線で流しているのは、防災無線で流しているのは耳にしました。でもなかなかこれもあれなんで、お年寄りが使わないんじゃないかと、しまい忘れということは、もっと若い人もしまい忘れてしまうことがあるわけで、それは防災無線でいいですけども、お年寄りが忘れてしまっちゃって分からないようにならないように、何回も言いますが、お年寄りの関係の民生委員さんであれば、よくその辺もあれで、オレオレ詐欺にかからないのもあるし、変な宗教じゃない宗教団体に勧誘されることがないように、ひとつよろしく願いをいたしまして、ちょうど時間となりましたので、私の質問は終わりとなります。ありがとうございました。

○議長（松野唱平君） これで、10番、加藤喜男君の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩とします。再開は午後2時25分からは予定しております。

(午後 2時10分)

○議長（松野唱平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時25分)

◇ 和田和夫君

○議長（松野唱平君） 次に、12番、和田和夫君。

〔12番 和田和夫君質問席〕

○12番（和田和夫君） 議長の許可を得まして、一般質問をさせていただきます。日本共産党の和田和夫です。件名で4件ありますけれども、順番に質問をしていきたいと思っております。

1点目、子供が遊ぶ公園の整備をです。

長南町は、子供の医療費は18歳まで無料にしています。また、給食費も無償化している先進的な自治体です。移住を呼びかける際に、大きなポイントになります。その一方で、母親たちから、子供が自由に遊ぶ公園が少ないとの声が寄せられています。

公園は、子供から大人まで親しみやすく愛着を持つことができ、また、町のシンボルとなるのではないのでしょうか。町の子供たちの親は、町外の公園に子供を遊びに連れていっていると言っています。

公園は、築山やあずまや、ベンチがあり休憩ができる。遊具は少なくして、思い切って遊べるようにして、

子供と一緒に遊べるようにできたらいいなと思います。町の子供たち、また親たちの願いに応えるように、子供と親と一緒に遊べる公園を整備したらどうでしょうか。お答えください。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長、河野 勉君。

○企画政策課長（河野 勉君） 公園の整備につきましては、本町には現在野見金公園ですとか、熊野の清水公園、小規模の公園や親水公園などがあります。

和田議員さんが整備を要望していらっしゃる中規模程度の公園ですと、野見金公園に、今年度コロナ交付金を活用しまして、子供たちが遊べる公園として、新たに遊具などを設置する予定です。

なお、公園という名称ではございませんが、長南集学校のグラウンドに、今年度、スケートボードパークを設置する予定であり、こちらのグラウンドには、小学校跡地となりますので、遊具の設置はもとより、子供たちが自由に遊べるだけの広いスペースもございます。こちらでは、近隣住民の方や子供たちも日常的に散歩や遊びの広場として活用がなされており、今後、スケートボードパークの整備など、施設の充実も図られることから、さらに魅力が高まり、多くの方が集える公園的な位置づけにはなるのではないかと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（松野唱平君） 12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） なかなか難しいことだとも思いますが、今の町の中の現状を、やはり親たちが知っていない部分もあるので、もう少しそういう部分で宣伝をしていただいたらどうかと思います。どうでしょうか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長、河野 勉君。

○企画政策課長（河野 勉君） 公園の関係に関しましては、現在、町の第5次総合計画の観光の振興の主要施策の中で、公園の整備というところでも位置づけられておりますので、それを踏まえまして、今後検討していくというような形となると思いますので、ご理解のほどお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（松野唱平君） 12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 分かりました。

次の質問に移らせてもらいます。新型コロナワクチンの接種についてです。

新型コロナウイルス感染症にかかる人が増加しています。希望する人に対して接種できるよう国に対して要望していく考えはどうでしょうか。お答えください。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

健康保険課長、金坂美智子君。

○健康保険課長（金坂美智子君） 新型コロナウィルスワクチンの4回目接種につきましては、現在、3回目接種から5か月以上経過しました60歳以上の方、18歳以上で基礎疾患を有する方や、医療従事者等及び高齢者施設等の従事者が接種対象者となっております。長生郡市では3回目接種完了してから5か月を経過した方に順次接種券などを発送しております。

今後につきましては、9月2日に開催された厚生科学審議会予防接種ワクチン分科会において、オミクロン株対応ワクチンの接種対象者等の方針がまとめられたところでございます。現時点のワクチンの効果に関する科学的知見を踏まえ、オミクロン株対応ワクチンの接種は、1回目、2回目の初回接種を完了した12歳以上の全ての者を対象とすることを想定し接種体制の準備を進めるよう、国から通知があったところでございます。

また、新型コロナワクチン感染症に係る特例臨時接種の期限は、現在のところ令和4年9月30日までとされておりますが、オミクロン株対応ワクチンの接種の実施も踏まえ、その期間が延長される方向で調整されております。

したがって、町では引き続き国の方針に従い、長生郡市の市町村並びに地区医師会と連携を図り、ワクチン接種を希望される方々が一日でも早く接種ができる体制を整え、速やかに実施してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（松野唱平君） 12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 分かりました。

私が調べたところでありまして、7月は160人、8月は269人と、429人、半数近くがこの2か月に感染が集中しています。中でも10歳未満や10代が4分の1を占めていましたので、先ほども言われたように、一日も早く接種ができて、その感染の予防ができるようにしていただきたいと思っております。

次に、3つ目の質問に移ります。

コロナ禍で在宅が増えています。そして、電気代が高騰しているの、生活困窮者に電気代の支援を行ってはどうでしょうか。お答えください。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

福祉課長、長谷英樹君。

○福祉課長（長谷英樹君） 生活困窮者等への支援につきましては、6月の議会定例会においてご可決いただいております一般会計補正予算の中で、非課税世帯に対する臨時特別給付金として1世帯当たり10万円を給付することとなっております。この10万円の中にこの電気代も含んでいるということでご理解いただければと存じます。

なお、国において、この物価の高騰対策として、住民税非課税世帯に対し現金給付する方向で調整されているとの報道もございますので、今後の国の動向に注視し、迅速に対応してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 分かりました。

次に、4つ目の国民健康保険の傷病見舞金の制度についてです。

国民健康保険に加入している個人事業主は、ウイルスに感染しても休業補償がありません。商売できるのは、健康であってこそ、感染の疑いがあっても補償がなければ安心して休業できないとの思いに応えるためにも、全国各地で個人事業主にも傷病見舞金の制度がつけられているので、長南町でも制度をつくる考え方はどうでしょうか、お答えください。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

健康保険課長、金坂美智子君。

○健康保険課長（金坂美智子君） 新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、労働者が感染または感染が疑われる場合に休みやすい環境を整備するため、長南町においても、令和2年6月に傷病手当金の支給に係る規程を整備いたしました。

対象者は、国民健康保険の加入者のうち被用者で、資金要件、支給額などについては、国が示す財政支援に沿った内容となっております。

この制度の対象とならない個人事業主、フリーランスの方々にも傷病手当金と同様な制度をとということでございますが、国が示す対象者や基準を超えて支給する部分は、国の財政支援の対象とはならないこと、また、仮に制度を整備した場合においては、その全額が保険者の負担となりますので、現在の町国保財政は非常に厳しいことから、独自の支給制度を創設することは考えておりません。

今後、先進自治体の導入事例を調査研究し、国の新たな財政支援があった場合には検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（松野唱平君） 12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 国の通達では、この傷病手当金が出されるということでしたけれども、見舞金でなくて、これはこの間のコロナウイルスの影響を受けた方が出ているらっしゃるんでしょうか。お答えください。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

健康保険課長、金坂美智子君。

○健康保険課長（金坂美智子君） 今のご質問ですが、影響が出ているかということによろしいですか。

今のところそういったお話は聞いておりません。

○議長（松野唱平君） 12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 分かりました。

最後に、農家の肥料に対する援助について伺います。

岸田首相は7月14日の記者会見で、肥料価格の上昇分の7割を補填する新たな支援金を開始すると発表しました。内容は、現在の肥料価格の上昇を受けて、農産品全般の生産コスト1割削減を目指して、化学肥料の2割低減の取組を行い、農業者の肥料コスト上昇分の7割を補填する、これは新たな支援金となります。今年の6月か、来年の春の肥料を対象にして実施されます。これによって、肥料高騰に伴うコストを抑制するために、2023年度、化学肥料2割低減の目標に向けて先行して取り組む農業者を支援することで、農業のクリーン化を進めるとしています。

これは、都道府県とJAでつくる協議会を通じて支給するとされています。ただし、化学肥料2割低減を支給条件にしたことで、土壌の診断や肥料の投入抑制などは、農家は既の実施しており、2割までの低減は現実的には実行不可能であり、要件の緩和、申請手続の簡素化なども求められています。2割低減によって余計な出費が発生し、マイナスになりかねないとの声が寄せられています。条件をなくして、上昇分は全額負担することが必要と思います。

国もこの声に押されて、当面2割低減を1割と緩和し、既に実施の低減の取組を反対要件にすることに変更しました。しかし、1割低減を前提にした高騰分の7割しか補填されないことや、6月以前の高騰分は対象外として、支払いの時期も遠く、来年の5月以降の対策については今後検討するものとしております。肥料の注文は今年のうちにしてしまいます。まだまだ不十分と思います。

この制度について、町はどのように対応を考えていますか、お答えください。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

農地保全課長、三上達也君。

○農地保全課長（三上達也君） ただいまの肥料高騰への対策ということでございますが、お話にありましたように、国も急激な肥料低減ということ、ハードルの高さを設定しておりますので、それをやや低めるような動きがあるというのを承知してございます。また、並行して県のほうでも、まだ具体的に内容は示されておらないところでありますが、何かしらの措置を行うということがアナウンスされている状況であります。

その中で、町独自の支援策ということでございますが、国・県の動向ですとか、近隣の市町村で既にやられているところもございまして。こういった動向を見ながら検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（松野唱平君） 12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 最後に一つだけ聞いておきたいんですけども、町の財政調整基金を使ってでも、農家のこの肥料に対する援助というのは考えていないのでしょうか。お答えください。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

農地保全課長、三上達也君。

○農地保全課長（三上達也君） 財源につきましては、今のところ、今後詳細が明らかになると思いますが、コロナ臨時対策、地方創生の交付金というのを第一義的に考えておるところでございます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 質問を終わらせます。

○議長（松野唱平君） これで、12番、和田和夫君の一般質問を終わりました。

◎散会の宣告

○議長（松野唱平君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明日8日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会とします。

ご苦労さまでございました。

(午後 2時44分)